【高知県市長会と高知県町村会との共催による講演会】

『自治体のトップ‘として災害時いかに対応するか？』
～地を知り　危険を知り　我を知り　大切な命と暮らしを守る！～

Ｒ　８　．　５　．　１　８

御殿場市危機管理課補佐監

主　要　略　歴

御殿場市役所　危機管理補佐監

杉　本　嘉　章（すぎもと　よしあき）　（S36（1961）．5．12生　65才）

◆ プロフィール

静岡県御殿場市出身（日本大学（通信制））
昭和52年　陸上自衛隊少年工科学校入校（神奈川・横須賀市）
平成　5年　第6戦車大隊第2中隊長（宮城）　平成6年 幹部学校指揮幕僚課程学生（東京）
平成14年　第12偵察隊長（群馬）　※新潟県中越地震（H16）平成7年 企業研修（㈱アサヒビール）
平成17年　イラク復興業務支援隊作戦幕僚（サマワ）　平成18年 統合幕僚学校学生（東京）
平成19年　新潟県中越沖地震現地調整連絡幹部(新潟)　※新潟県中越沖地震（H19）
平成20年　第71戦車連隊長（北海道）※ 有珠山地域担当（H20）、北海道胆振東部地震（H30）
平成22年　自衛隊高知地方協力本部長（高知）　※東日本大震災（H23）：県南海地震再検討委員会現地視察同行
平成24年　陸上自衛隊幹部学校主任教官（東京）
平成25年　東部方面総監部総務部長(東京)※伊豆大島豪雨災害（H25）、御嶽山噴火（H26）
平成27年　西部方面混成団長 兼 相浦駐屯地司令（長崎・佐世保市）　※熊本地震（H28）
平成29年　陸将補　早期退職
平成29年4月 御殿場市役所入庁　　平成30年 危機管理監（部長級）
令和　4年4月 現　職　　※令和元年台風19号（R1）、熱海市伊豆山土石流災害（R3）

平成17年　東京都北区立岩淵小学校PTA会長　　平成19年東京都立飛鳥高校PTA副会長
平成24年　高知県観光特使　　平成29年　長崎県観光特使　御殿場市国際交流協会会員
令和 元年　市民大学・シニア大学・御殿場看護学校講師（災害・国際看護学）、各種セミナー講師（自治体・企業）
令和　6年　台湾全国防災教育従事者ステップアップ国際実務研修　市制施行70周年事業市民大学講座講師

『自治体のトップ‘として災害時いかに対応するか？』
～地を知り　危険を知り　我を知り　大切な命と暮らしを守る！～

Ⅰ　地を知り 危険を知り 我を知る

Ⅱ　災害対策本部の活動を考える

Ⅲ　熱海市伊豆山土石流災害に学ぶ

我々に迫り来る「危機事案」

★ 拡大する「新たな危機」
1　地球の温暖化
2　グローバル化や情報化
3　科学技術の進歩
4　全地球的地殻変動

危機への迅速・的確な対応

★リスクマネジメント
事前の予防措置⇒『想像力』
★クライシスマネジメント
発生後の対応措置⇒『判断力』

新たな災害

サイバーテロ
武力攻撃災害
緊急対処事態災害
（大規模テロ、ミサイル攻撃等）
大陸からの公害流入
NBC災害（原発事故）
日本人へのテロ（海外）

パンデミック・インフルエンザ（新型コロナ）
風水害（ゲリラ豪雨・土石流）
竜 巻・雷
地震・津波
台 風
火山噴火
水飢餓
感染症

自然災害

人為災害

ＢＳＥ（狂牛病）
公害・環境破壊
航空機事故・座礁
交通事故・大火災
（山火事含む。）

従来の災害

『最善を望み、最悪に備えよ！』
Hope for the best and prepare for the worst !

説　明　項　目

Ⅰ　地を知り 危険を知り 我を知る

☞ 我が街 市町村の防災上の特性は？

Ⅱ　災害対策本部の活動を考える

Ⅲ　熱海市伊豆山土石流災害に学ぶ

戦術的思考に基づく防災・災害派遣活動

～地を知り 危険を知り 我を知り 大切な命と暮らしを守る！～

知彼知己百戦不殆

不知彼而知己一勝一敗

不知彼不知己毎戦必殆

戦いの原則＝防災の基本

40年間の陸上自衛隊勤務で学んだ知識と10年間の市役所防災行政業務の経験から

「自治体のトップ’として災害時にいかに迅速かつ的確に対応するか？」を考える！

方程式＝災害から大切な命を守る！

地を知り、危険を知り、我を知る

～ 静的地形・動的気象 ～

地形×気象＝災害

災害×人・物×時間×運＝被害

⇒ いかに被害を防止・軽減するか

事前研究・情 報・即 応

環太平洋火山帯・台風の通り道

大地震と富士山噴火

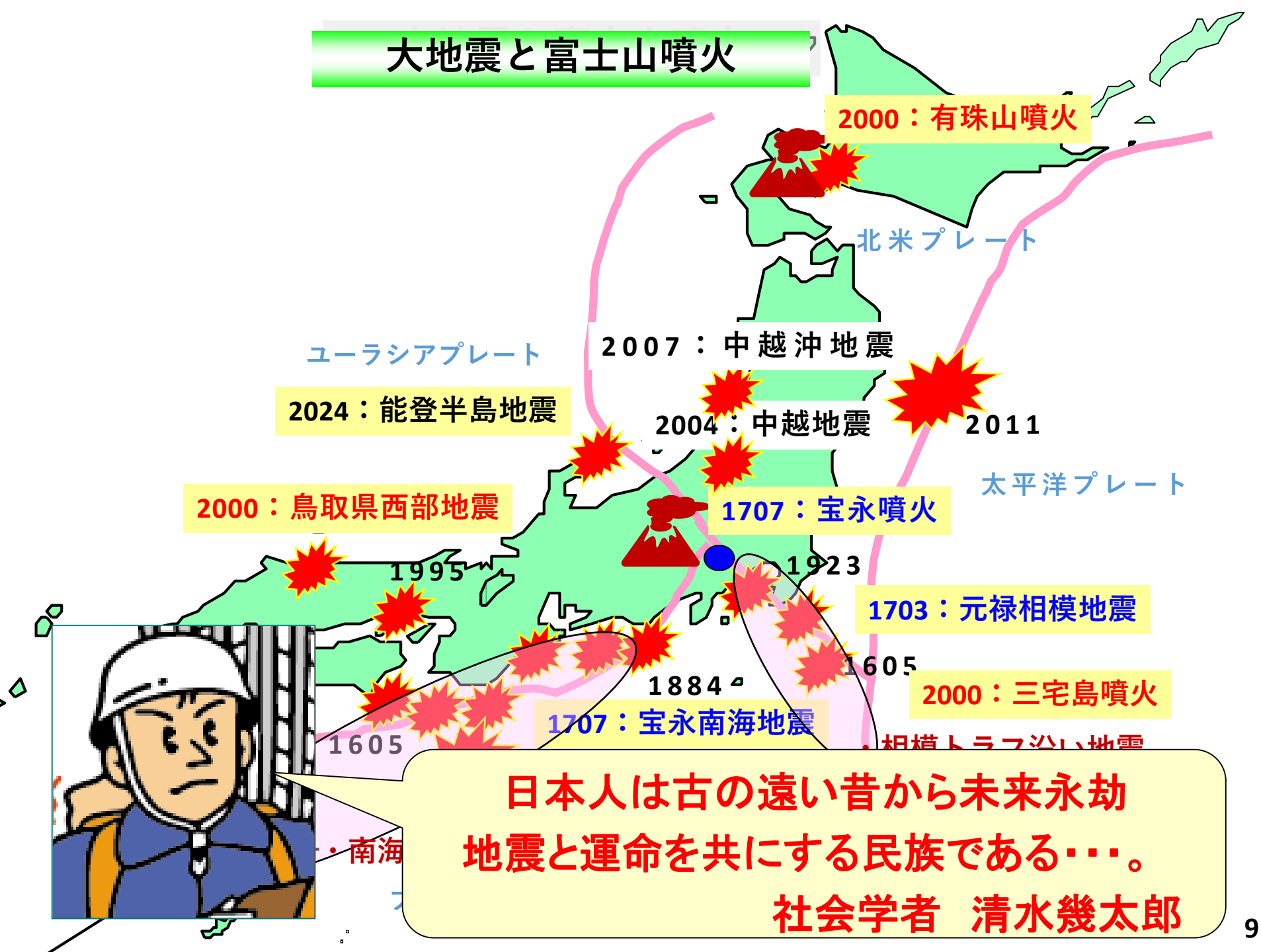
2000：有珠山噴火
北米プレート
2007：中越沖地震
ユーラシアプレート
2024：能登半島地震
2004：中越地震
2011
太平洋プレート
2000：鳥取県西部地震
1707：宝永噴火
1995
1923
1703：元禄相模地震
1605
2000：三宅島噴火
1884
1707：宝永南海地震
1605
・南海
日本人は古の遠い昔から未来永劫
地震と運命を共にする民族である･･･。
社会学者　清水幾太郎

多くの台風（台風の通り道）⇒ 豪風雨による被害

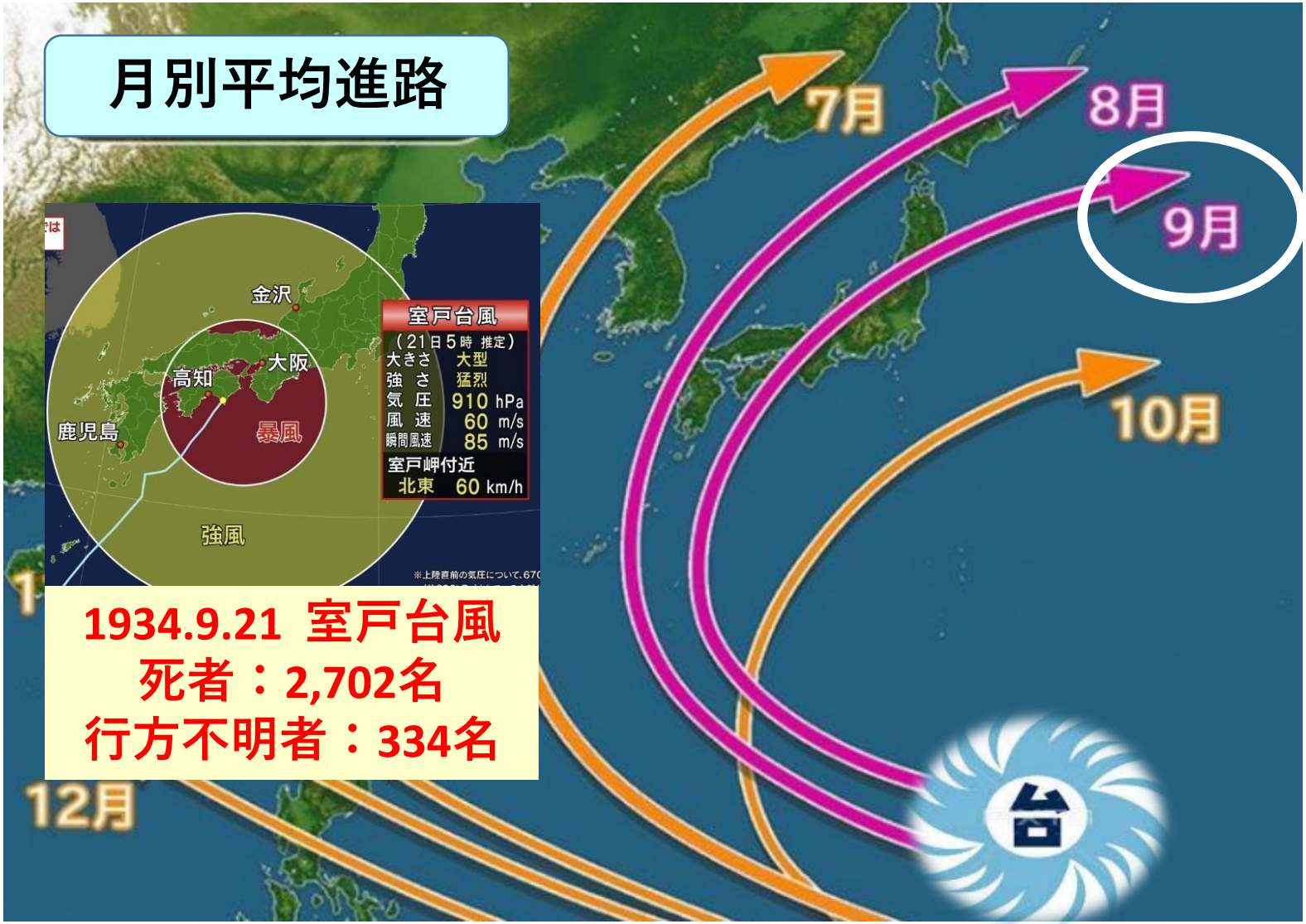

地図（地形）を観ると災害が見えてくる！

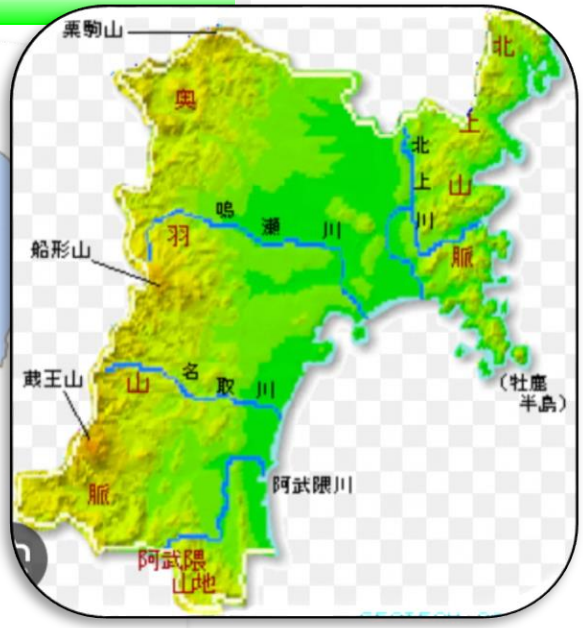

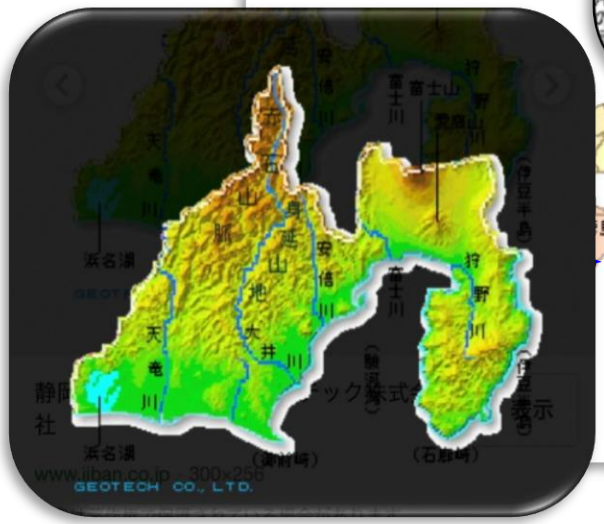

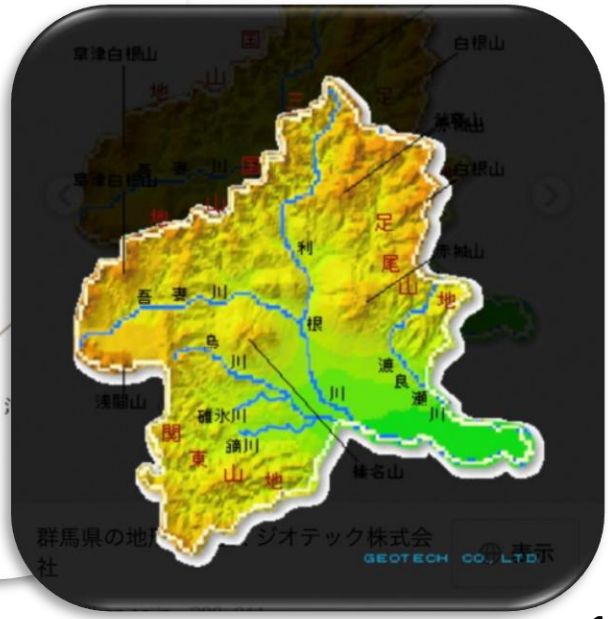

高知県の防災上の特性は？

高知県の防災上の特性は？

① 北に四国山地、急峻な地形 ⇒土砂災害、山火事

② 南に太平洋 ・長い海岸線⇒ 高潮・津波、竜巻

③ 高知・中村平野と大規模河川 ⇒ 洪水・浸水

④ 台風の通り道・多雨地帯 ⇒ 暴風雨の被害

⑤ 南海トラフ地震の想定震源域

⇒ 広い範囲で震度６強以上の揺れ、地盤沈下

液状化、短時間で高い津波：長期浸水の恐れ

☞ 全国ランキング：

竜巻２位、台風３位、土砂災害２３位

我が街 市町村の防災上の特性は？

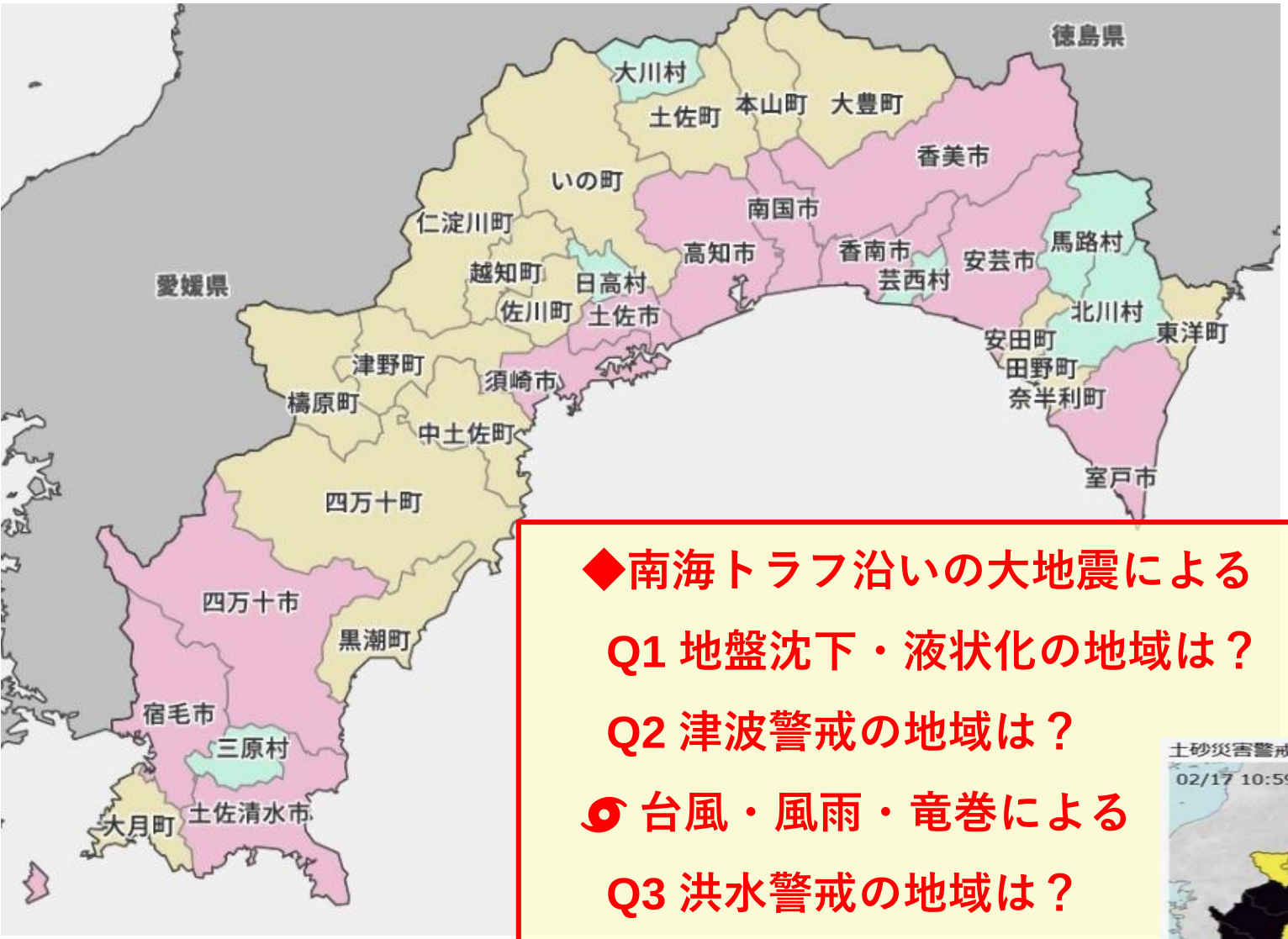

◆南海トラフ沿いの大地震による

Q1 地盤沈下・液状化の地域は？

Q2 津波警戒の地域は？

台風・風雨・竜巻による

Q3 洪水警戒の地域は？

Q4 土砂災害警戒の地域は？

Q5 暴風警戒の地域は？

我が街 市町村の防災上の特性
（特性3つ：①②③）と（キーナンバー）

考え方のヒント

御殿場市の災害上の特性

①南西（７時）からの風雨に弱い地形

②分水嶺（小高い尾根）

③箱根外輪山西麓の急峻地形

☞ キーナンバー：『１・６・５９』

霊峰富士の裾野に広がる御殿場市

①南西（７時）からの風雨に弱い地形

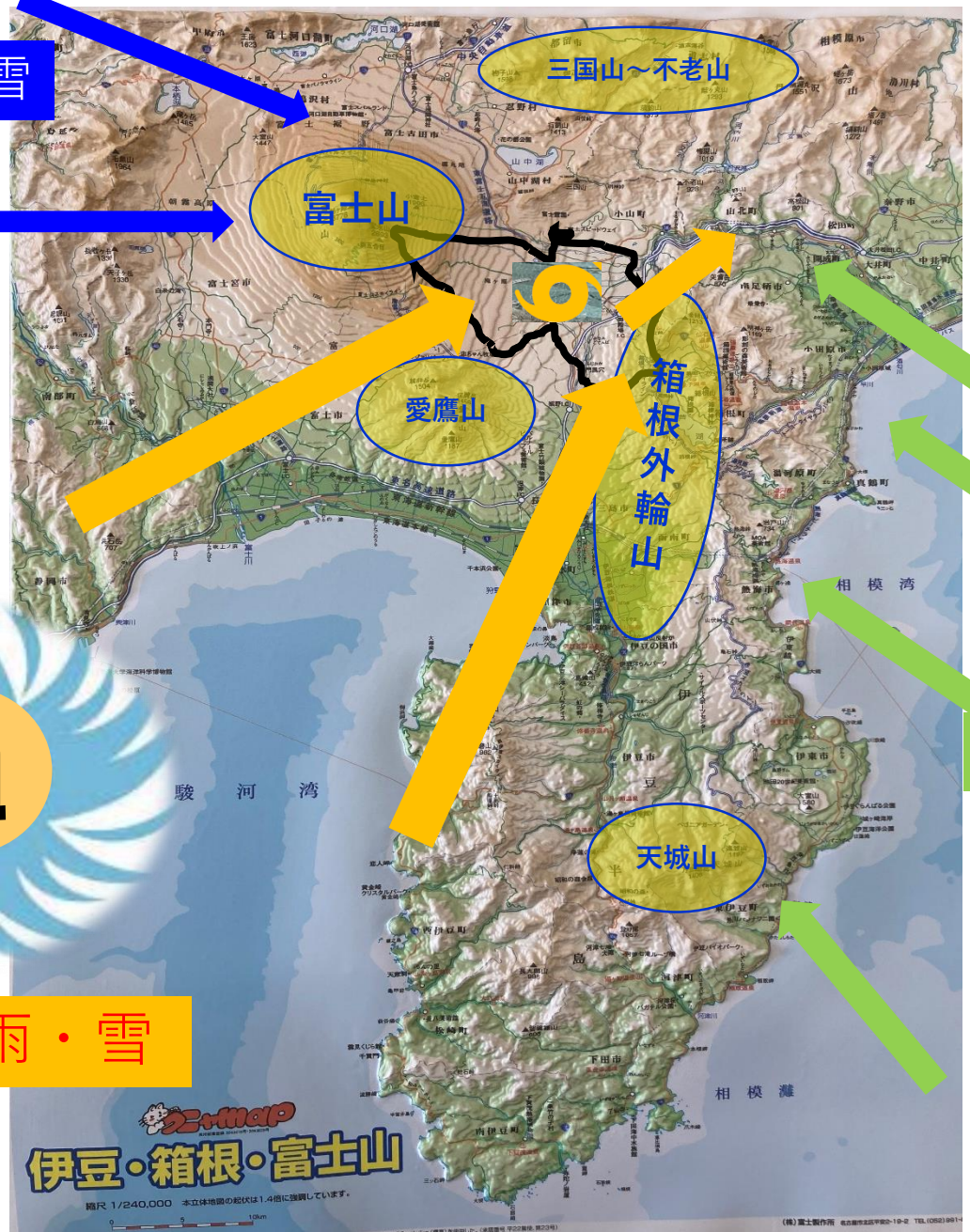

西からの風雨・雪

南西からの風雨・雪

東からの風雨・雪

風

熱帯低気圧の影響 ⇒ 『土砂災害警戒情報』 発令

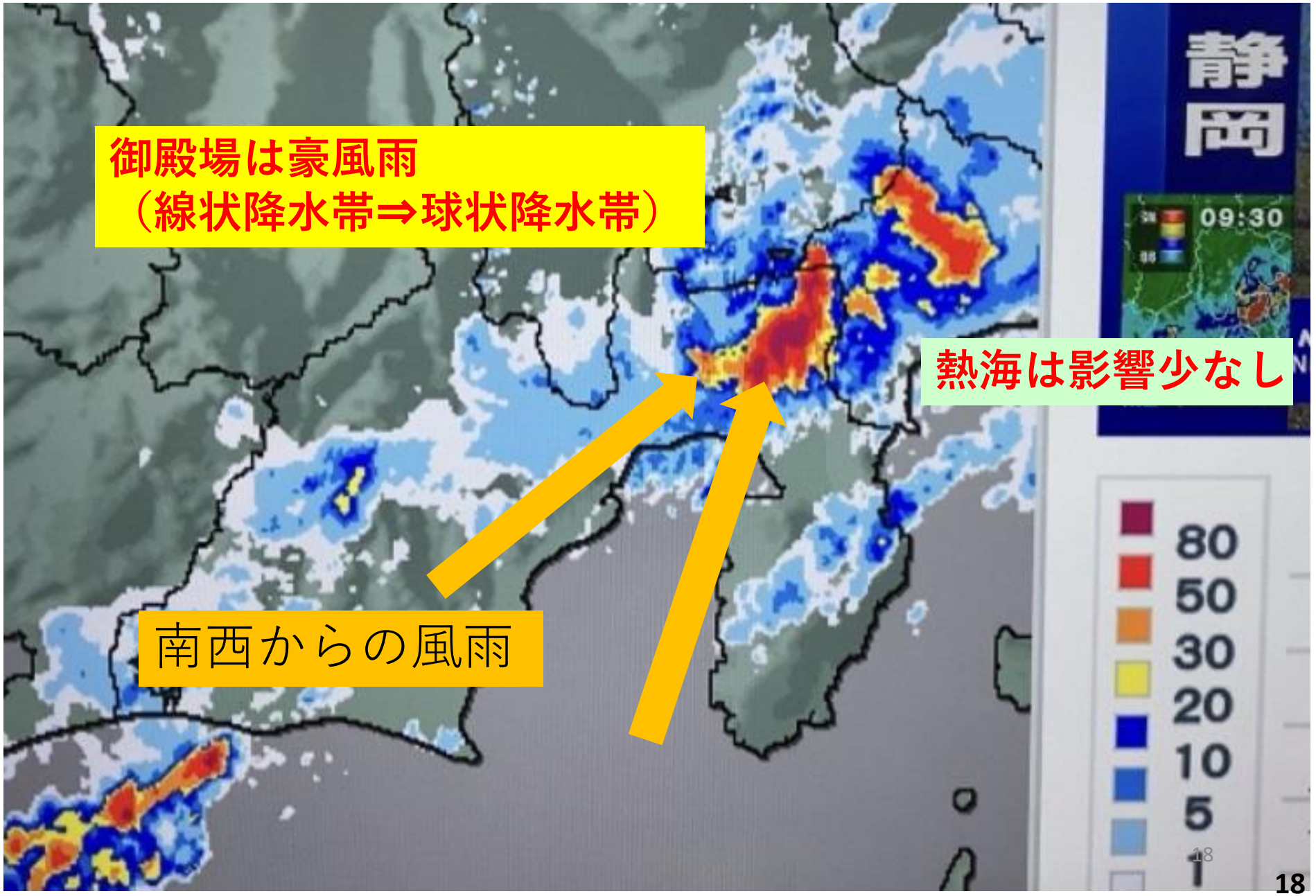

②分水嶺（小高い丘）による影響

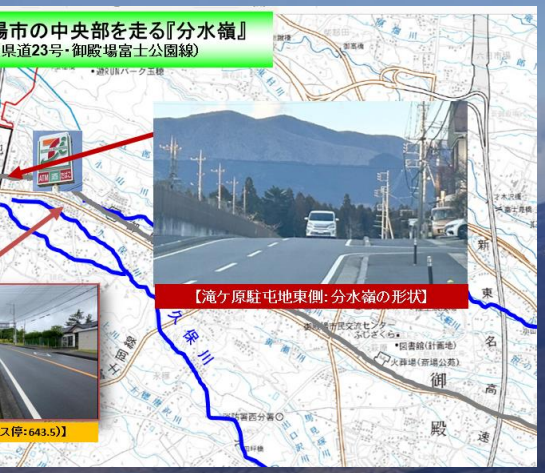

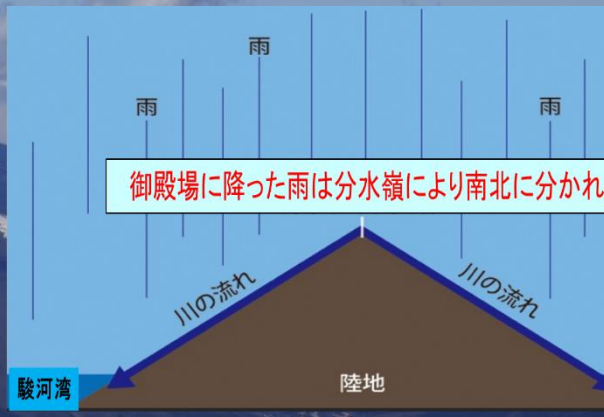

・キャンプ富士

・滝ケ原駐屯地
滝ケ原駐屯地
▲６７０

印野区
▲６３５

中畑西区
▲６３５

・御殿場西中学校

御殿場市役所
▲４５９

柴怒田区
▲６３０

板妻駐屯地
▲５０５

北久原区
▲４７３

・御殿場駅
御殿場駅
▲４５０

尾尻区
▲２６６

竈区▲４２４

古沢区
▲４５５

・御殿場口

東山区
▲３４９

主要地区標高・河川の流れ

上柴怒田▲６８０
滝ヶ原駐屯地▲６７０
鮎沢川
北久原区▲４７３
北久原
鮎沢川
小山川
中畑西区▲６３５
★テニスコート
中畑南
萩原
東山▲４５３
市役所▲４５９
東山
時之栖
久保川
印野小▲５８７
地蔵川
分水嶺
板妻駐屯地▲５０５
竈区▲４２４
二の岡
砂沢川
西川
神場区▲４４５
黄瀬川
沼田
富士岡支所▲３７７
沼田区▲４４０
大坂区▲３３７
二子
大坂
二子区▲３６５
駒門駐屯地▲３５０
髙内川
神山
★時之栖
神山小▲２９４
尾尻区▲２６５
黄瀬川
相模湾
駿河湾

降水は『南北に２分』される！
∴一ヶ所に集中しない◎

▲御殿場市内標高差：約４００ｍ
⇒降雪量に影響（豪雪災害）

③箱根外輪山西麓の急峻な地形

土石流(30)

◆ 土石流

豪雨によって山から崩れてきた土砂や石や岩が水と一緒になって、ものすごい勢いで流れ落ちてくるもの

※ 速度は、時速40～50km／/hにもなります。

※ 大きな岩も流されて危険

がけ崩れ(21)

◆ がけ崩れ(急傾斜地)

豪雨によって急な斜面が突然崩れ落ちるもの

※ 一瞬のうちに起こることが多いため、家が壊れ、逃げ遅れて亡くなる人が多い。

警戒区域該当区	122世帯	310人
11コ区		

御殿場市域における主な災害

	種 別	概 要
令和元年10月12日	台 風 19号	台風第19号による御殿場市の被害は、**死者１名、負傷者１名、床上浸水６戸、床下浸水3戸、屋根や窓等の損壊31戸、農地等被害12箇所、市道陥没等の道路被害4箇所、河川護岸崩落等の被害4箇所、林道等の被害21箇所、東山旧岸邸、乙女3号井源泉施設、青少年広場の損傷、県指定天然記念物「東山のサイカチ」の損壊**などの被害を受ける。被害総額約8,700万円　総雨量558mm

台風１９号（R1.10.12）：暴風雨被害

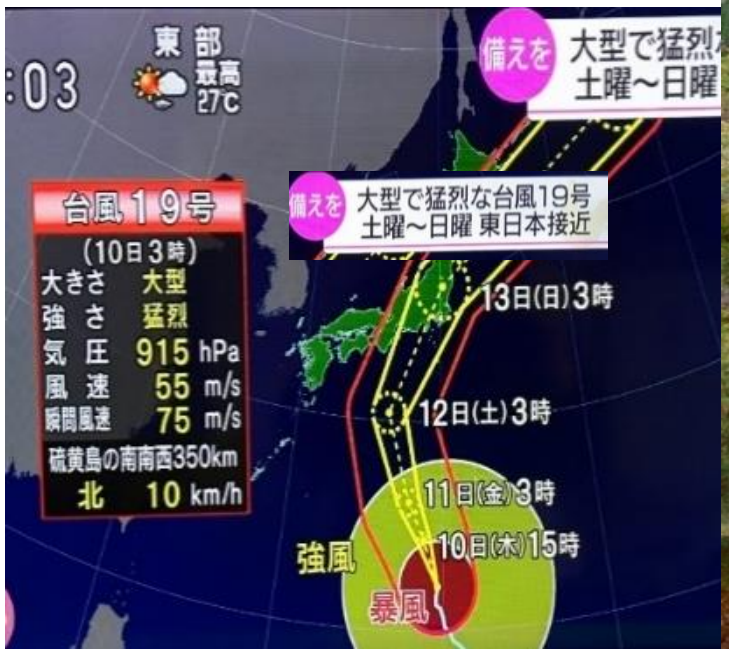

御殿場市の地形上の特性

24km

東富士ダム

鮎沢川

相模湾

分水嶺

小山川調整池

降雨は分水嶺により南北に分散！

溶岩流の下流に影響！

土砂災害警戒区域（五十一ヶ所）

14km

黄瀬川

駿河湾

御殿場市防災上の特性『ハンドサイン』

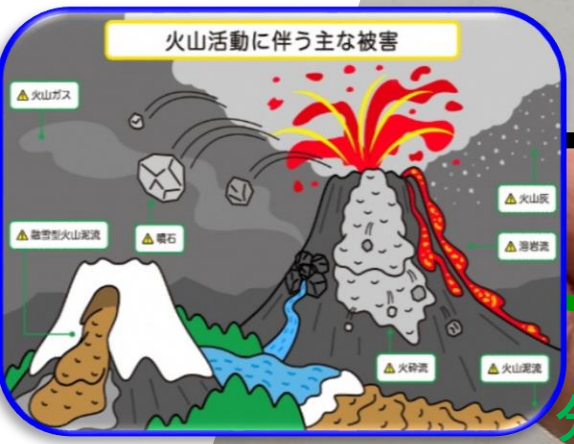

24km

14km

三国山～不老山

治山治水
東富士ダム

分水嶺

御殿場⇒駿河小山

鮎沢川

相模湾

六郎川調整池

合

西風の道（須山街道）

愛鷹山

土砂災害警戒区域（五十一ヶ所）

★東山区
★二の岡
★沼田区
★萩燕区
★中山上区
★二子区
★中山下区
★大坂区
★神山区
★高内区
★尾尻区

箱根外輪山

☆御殿場市の強み・弱み

東風の道（旧２４６号）

黄瀬川

駿河湾

1 活火山・富士山（319年噴火無し）
2 市内中央部を走る「分水嶺」
3 箱根山西麓「土砂災害危険区域」
4 治山治水「東富士ダム・六郎川ダム」
5 見えない風の道（東風・西風⇒合流）

災害時避行動要支援者を守る！

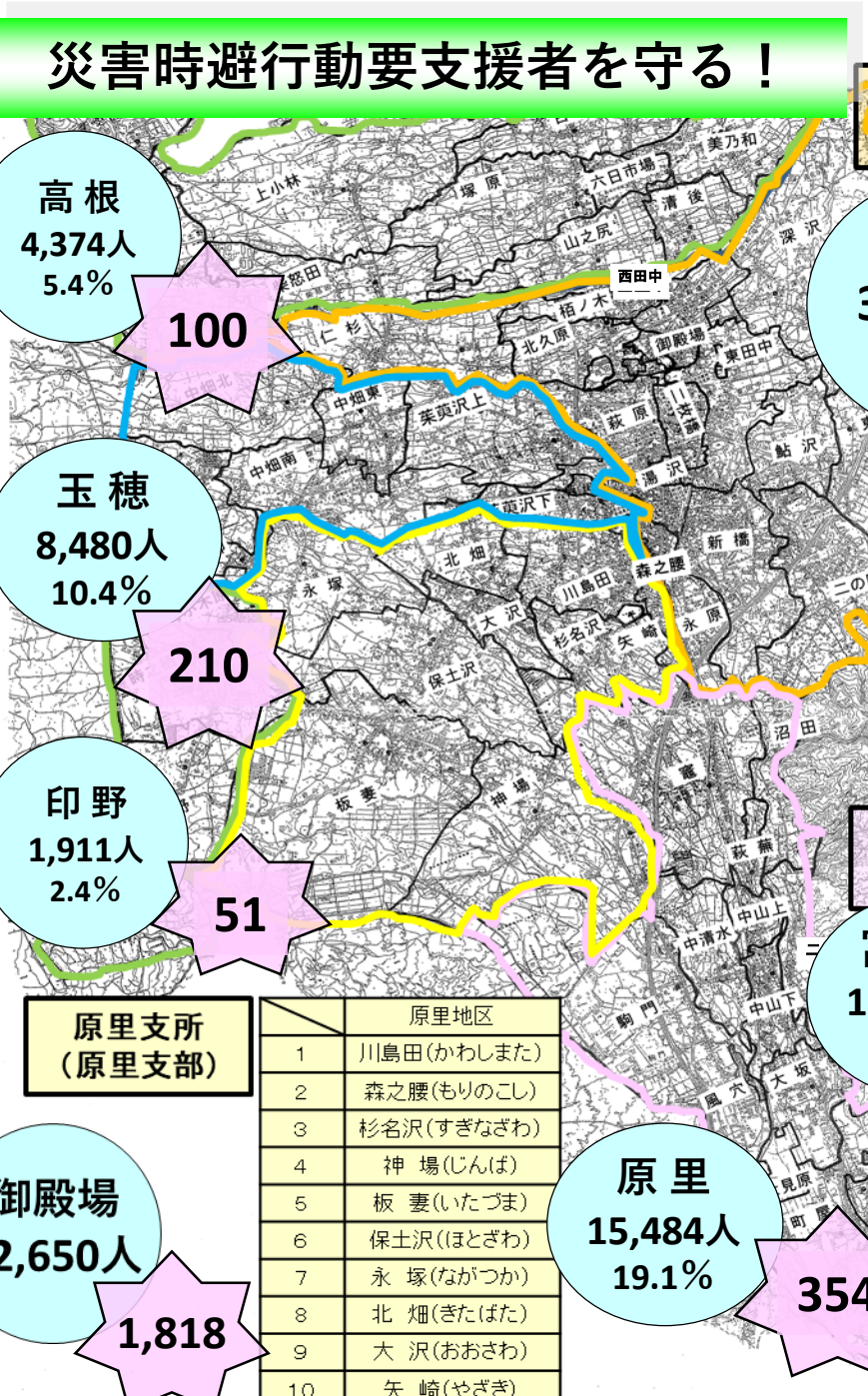

高根支所（高根支部）

	高根地区
1	塚　原(つかばら)
2	六日市場(むいかいちば)
3	美乃和(みのわ)
4	清　後(せいご)
5	山之尻(やまのしり)
6	柴怒田(しばんた)
7	上小林(かみこばやし)
8	水土野(みどの)
9	古　沢(ふるさわ)

玉穂支所（玉穂支部）

	玉穂地区
1	茱萸沢下(ぐみざわしも)
2	茱萸沢上(ぐみざわかみ)
3	中畑東(なかばたひがし)
4	中畑北(なかばたきた)
5	中畑南(なかばたみなみ)
6	中畑西(なかばたにし)
7	川　柳(かわやなぎ)

印野支所（印野支部）

	印野地区
1	小木原(おぎわら)
2	時之栖(ときのす)
3	印　野(いんの)

原里支所（原里支部）

	原里地区
1	川島田(かわしまた)
2	森之腰(もりのこし)
3	杉名沢(すぎなざわ)
4	神　場(じんば)
5	板　妻(いたづま)
6	保土沢(ほとざわ)
7	永　塚(ながつか)
8	北　畑(きたばた)
9	大　沢(おおさわ)
10	矢　崎(やざき)

御殿場地域振興センター（御殿場支部）

	御殿場地区
1	御殿場(ごてんば)
2	深　沢(ふかさわ)
3	東　山(ひがしやま)
4	東田中(ひがしたなか)
5	二の岡(にのおか)
6	鮎　沢(あいざわ)
7	新　橋(にいはし)
8	湯　沢(ゆざわ)
9	萩　原(はぎわら)
10	二枚橋(にまいばし)
11	西田中(にしたなか))
12	北久原(ほっくばら)
13	仁　杉(ひとすぎ)
14	栢ノ木(かやのき)
15	永　原(ながはら)

富士岡支所（富士岡支部）

	富士岡地区
1	竈(かまど)
2	萩　蕪(はぎかぶ)
3	沼　田(ぬまた)
4	二　子(ふたご)
5	中山上(なかやまかみ)
6	中山下(なかやましも)
7	風　穴(かざあな)
8	中清水(なかしみず)
9	駒　門(こまかど)
10	大　坂(おおさか)
11	町　屋(まちや)
12	高　内(たこうち)
13	尾　尻(おじり)
14	神　山(こうやま)
15	富士見原(ふじみはら)

学校・支所・消防署・消防団・建設業会との連携
～ マンパワー・マシンパワーの地域一体化 ～

●御殿場市役所

高根支部
第６分団
建・第１班（高根地区）
御殿場支部
第１分団
玉穂支部
第４分団
建・第２班（御殿場地区）
建・第６班（御殿場西地区）
建・第３班（御殿場南地区）
建・第５班（原里地区）
印野支部
原里支部
第３分団
第５分団
富士岡支部
第２分団
建・第４班（富士岡地区）

御殿場市行政区域図

「御殿場災害情報」：上りの情報・下りの指示 ご苦労（５９・６）重ねて一（１）になる！

説　明　項　目

Ⅰ　地を知り 危険を知り 我を知る

Ⅱ　災害対策本部の活動を考える

☞ 災害時、我が街は迅速かつ的確に対応できるか？

Ⅲ　熱海市伊豆山土石流災害に学ぶ

日本の災害対策の原則は『総合的な地域防災力』

❶ 住民一人ひとりが自ら行う防災活動による「自助」
❷ 自主防災組織や消防団、学校など地域社会による「共助」
❸ 国・地方自治体、その他の公共機関による「公助」
を含めた「総合的な地域の防災体制・能力」

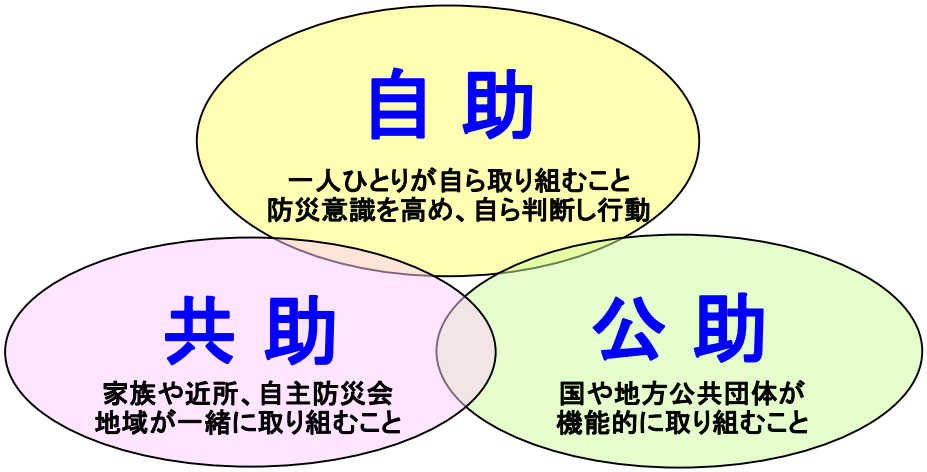

阪神淡路大震災時の救助比率『７:２:１』
⇒ 災害は「自分事」（一人ひとりの防災力の向上）
地域・学校・企業などにおける「防災教育・訓練」の充実

自助・共助・公助の総合的な地域防災力

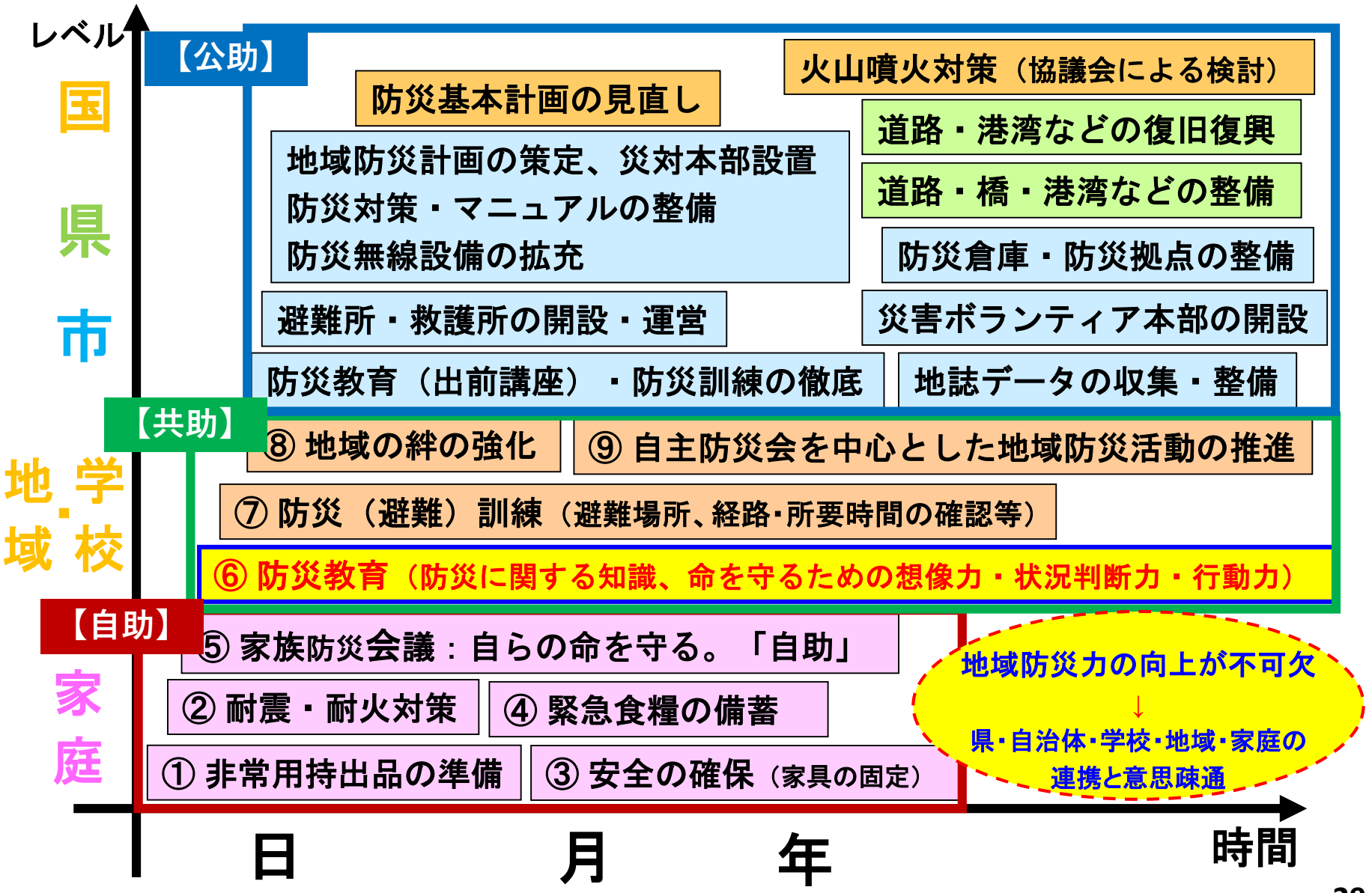

災害対応は「行政の責任」

◆ 行政の統制の下、消防、警察、自衛隊、自主防災会及びインフラ等関係機関がそれぞれの特性や能力を最大限に発揮して対応

◆ 災害発生に際して、速やかに初動体制を確立するとともに、人命救助、行方不明者の捜索、避難所・救護所の開設及びライフラインの途絶に伴う給水・給食支援・仮設トイレの設置の民生支援等災害時応急対策を優先に対応　→ ※災害時業務予定表

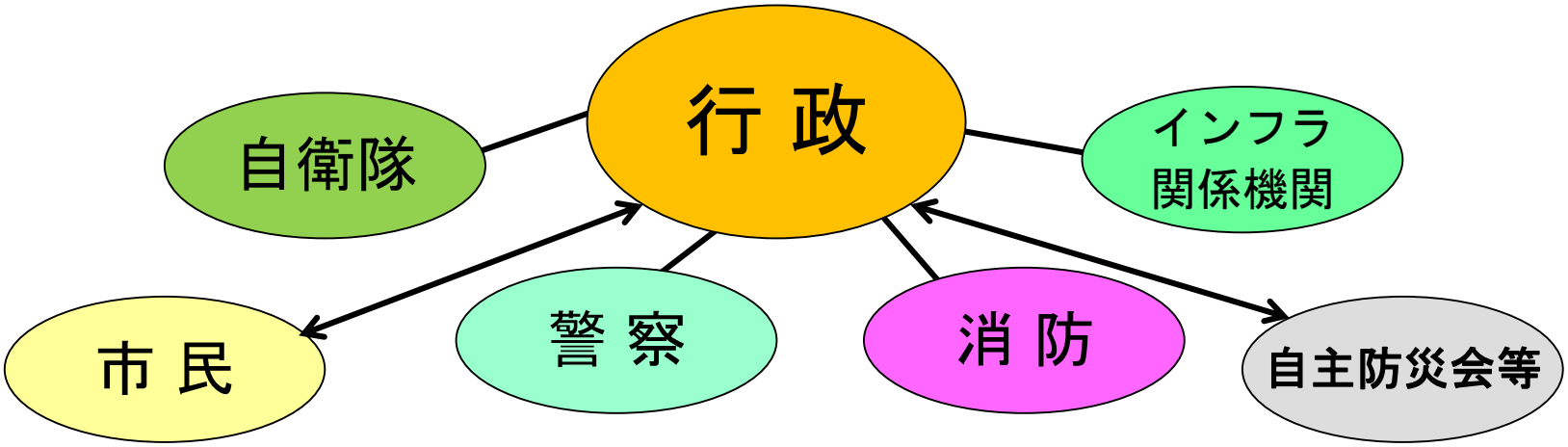

自治体及び職員の防災上の責務

問題認識：頻発・甚大化する災害、行政組織スリム化などによる自治体の災害対応能力への影響

自治体の責務

災害対策基本法

○地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護

○地域防災計画の作成・実施

防災基本計画

○防災の基本方針

①周到かつ十分な災害予防

②迅速かつ円滑な災害応急対策

③適切かつ速やかな災害復旧・復興

○地域防災計画、マニュアルの作成、訓練等による周知徹底

市町村長の防災上の責務

①防災に関する組織の整備

②防災に関する教育・訓練

③防災に関する物資・資材の備蓄・整備・点検

④防災に関する施設・設備の整備・点検

⑤災害が発生した場合の、相互応援、民間団体との協力の確保に係わる事前措置

地域防災計画の策定

○地震、津波、風水害、火山、雪害、原子力等の災害対策

①災害予防

②災害応急対策

③災害復旧・復興

○各機関の役割の明確化、相互の密接な連携、広域的な視点での計画の作成・対策の推進

災害対策本部

○目　的

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に防災を推進

○組　織

本部長、副本部長、本部員、その他の職員

○執行事務

①災害情報の収集

②災害予防及び災害応急対策の実施

市町村職員の防災上の責務

①災害予防施策の推進

②防災に関する教育・訓練への参加（法４８条）

③災害対策本部要員としての活動の実施

震災における災害対策本部の活動

段階区分	予防	第Ⅰ期	第Ⅱ期	第Ⅲ期	第Ⅳ期
		即時対応期	応急対応期	本格対応期	復旧・復興期
		（発災当日）	（１～３日程度）	（３日～１W）	（１W～数年）
状況	★ 前震	★ 地震発生	被害状況の判明／避難所運営		
		★ ライフライン（電気・水道・ガス・電話・交通等）寸断　★火 災　★津 波　　//　富士山噴火			
災害対応	防災教育 防災訓練 防災会議 ・ 非常時の備え	◆ 自助（先ずは自分自身で身を守る！）			
		◆ 共助（地域の人々がお互いに助け合う！）			
		◆ 公助（行政を中心とした様々な対応、大規模災害では行政機関も被災）			
		緊急対策（救命・救出）	応急対策（ライフライン復旧）		
				復旧・復興対策　（社会基盤の再建）	
災害対策本部の行動	規則整備 本部付班 図上訓練 総合訓練	◆市役所職員参集（5強）	●避難所・救護所の設置・運営		
			①情報活動　②本部員会議開催（災害応急対策）　③災害広報		
			★ 災害対策本部（支部）設置		④県への報告等
活動内容	防災訓練 ・ 待機任務	● 初動体制確立 ● 人命の救助 ● 避難所の開設	● 救護所の運営 ● 行方不明者捜索 ● 2次被害防止	● 被災者生活支援 ● 復旧支援等 仮設住宅建設	●ライフラインの復旧 ● 生活再建

御殿場市災害対策本部の活動状況

本部員会議

関係機関との調整

各班の活動状況

御殿場市災害対策本部組織図

本　部　室

意思決定機能

本部員会議

- 本部長
- 副本部長
- 危機管理監

災害対策本部員

① 教育長
② 企画戦略部長
③ 総務部長
④ 環境市民部長
⑤ 健康福祉部長
⑥ 産業スポーツ部長
⑦ 都市建設部長
⑧ 教育部長
⑨ 会計管理者
⑩ 議会事務局長
⑪ 広域行政組合事務局長
⑫ 消防長
⑬ 消防団長

補佐機能

総括班（危機管理課）

本部室付班

① 本部総括班長（危機管理課長）
② 本部秘書班長（秘書課長）
③ 本部対応班長（企画課長）
④ 本部動員班長（人事班長）
⑤ 本部財務班長（財務課長）
⑥ 本部管財班長（管財課長）
⑦ 本部情報班長（総務課長）
⑧ 本部広報班長（魅力発信班長）
⑨ 本部避難所支援班（未来プ課長）
⑩ 本部救援物資班（農政課長）

執行機能

支部（対策会議）

① 企画戦略部
② 総務部
③ 環境市民部
④ 健康福祉部
⑤ 産業スポーツ部
⑥ 都市建設部
⑦ 会計部
⑧ 教育部
⑨ 議会部
⑩ 広域行政部
⑪ 支　部
⑬ 非常備消防部
⑭ 常備消防部

警防本部（御殿場市・小山町広域行政組合消防本部及び消防署）

災害対策本部組織図（課・センター等⇒班への読み替え）

部	課　名	災害対策本部班名
企画戦略部	秘書課	秘書班
	企画課	対応班
	未来プロジェクト課	避難所支援班
	観光交流課	帰宅困難者支援班
	魅力発信課	広報班
	デジタル戦略課	情報政策班
	演習場渉外課	渉外班
総　務　部	総務課	総務班
		情報班
	人事課	動員班
	財政課	財政班
	管財課	管財班
	税務課	調査記録班
	課税課	
	特別債権対策課	応援班A
	監査委員事務局	応援班B
環境市民部	環境課	清掃・衛生班
	市民課	埋火葬班
	国保年金課	
	くらしの安全課	市民相談班
		交通安全班市民相談班
	市民協働課	地域支援班
	上水道課	上水道班
	下水道課	下水道班
健康福祉部	社会福祉課	救助班
	長寿福祉課	
	子育て支援課	児童福祉班
	保育幼稚園課	
	健康推進課	医療救護班
	救急医療課	
産業スポーツ部	農政課	農政班
	農林整備課	農林整備班
	商工振興課	商工振興班
	スポーツ交流課	応援班C
	国土調査課	応援班D
都市建設部	都市計画課	都市計画班
	まちづくり推進課	都市整備班
	公園緑地課	応援班E
	建築住宅課	建築住宅班
	道路河川課	道路河川班
	管理維持課	
会　計　部	会計班	会計課
教　育　部	教育総務課	教育総務班
	教育施設課	教育施設班
	学校教育課	学校教育班
	社会教育課	社会教育班
	学校給食課	給食班
議　会　部	議会事務局	議会班
広域行政部	事務局庶務課	広域庶務班
	事務局資源循環課	塵芥処理施設班
	事務局衛生センター	し尿処理施設班
支　　部	御殿場地域振興センター	御殿場支部
	富士岡支所	富士岡支部
	原里支所	原里支部
	玉穂支所	玉穂支部
	印野支所	印野支部
	高根支所	高根支部
非常備消防部	消防団	消防団
常備消防部	消防本部	消防本部

御殿場市災害対策本部組織図

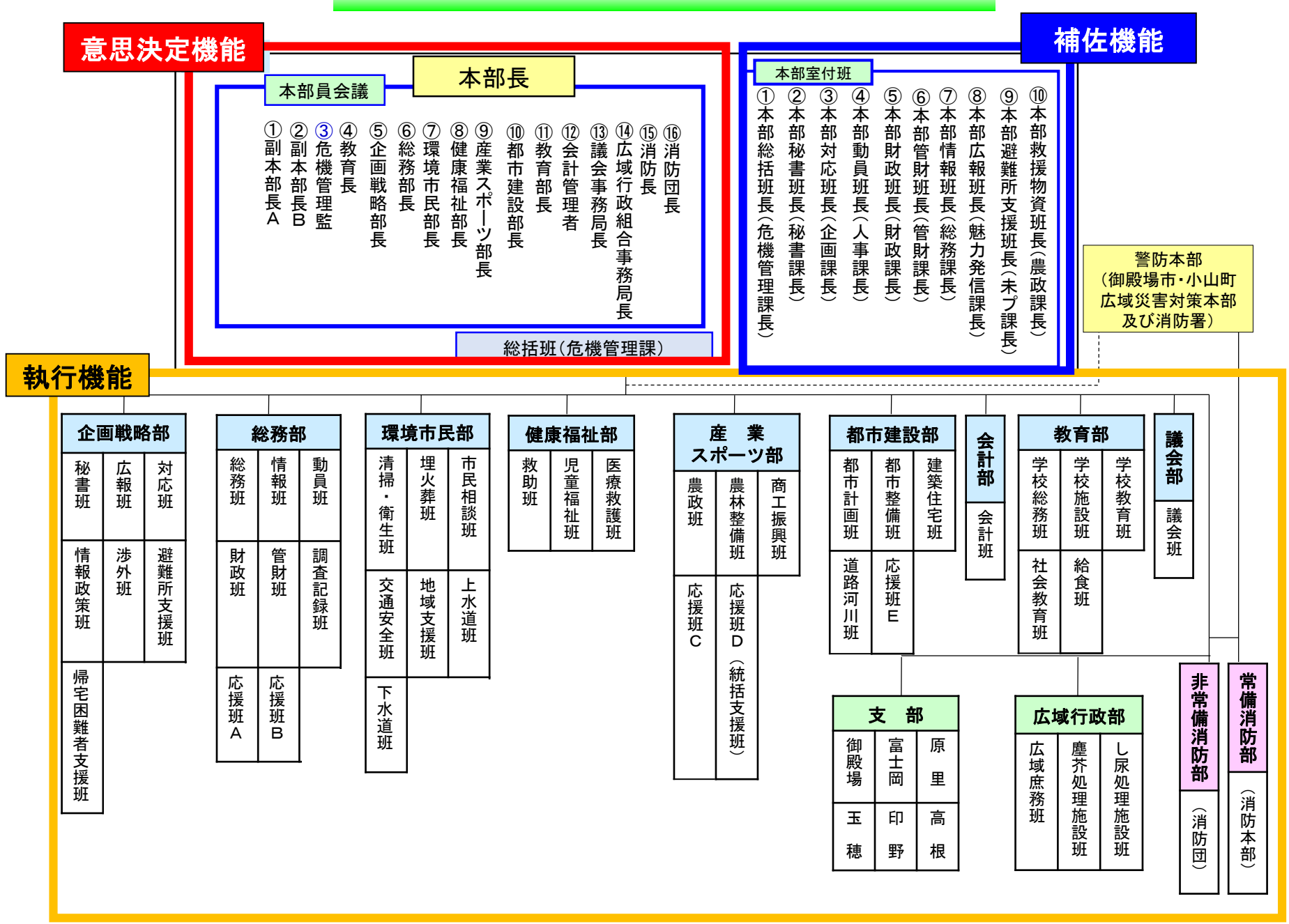

各支部災害対策会議の状況

御殿場支部（１５区）

富士岡支部（１５区）

原里支部（１０区）

玉穂支部（７区）

印野支部（３区）

高根支部（９区）

災害発生時の情報、指示・報告の流れ（５９・６・１）

D日H時
災害発生

「御殿場災害情報」：上(のぼ)りの情報・下(くだ)りの指示 ご苦労（５９・６）重(いつ)ねて一（１）になる！

県災害対策本部（東部方面本部）

・防災情報共有システム、被災者再建支援システム

市役所

・同報無線
・ほっとメール
・ＦＭ放送

御殿場市災害対策本部
（本部長：市 長、本部員：副市長・各部長等）

消防（消防団）・警察・自衛隊
ライフライン・ＦＭ御殿場等
関係機関

避難所派遣職員

防災無線・衛星携帯・電話・
伝令等による報告
（メール・ＦＡＸ等含む。）

支部派遣職員

中・小学校、保育幼稚園等

市指定避難所（２８ヶ所）
（福祉避難所（１０ヶ所））

御殿場支部 | 富士岡支部 | 原里支部 | 玉穂支部 | 印野支部 | 高根支部

無線・電話・伝令等
による報告

５９区災害対策本部（公民館・コミセン）

各区内班・組等
安否確認、被害状況の把握・報告

重 要

地震発生に伴い発生する被害・事象・影響

地震の発生（規模・時期気象 等） → （状況不明） → **被害の規模の予測** → 対応体制の構築

大地震

大津波

富士山噴火

- 建築物倒壊・流失
- 崖崩れ、宅地崩落
- 液状化・地盤沈下
- ため池決壊
- 文教施設損壊
- 医療施設損壊
- 道路・橋梁損壊
- 河川施設損壊
- 港湾施設損壊
- 空港施設損壊
- 鉄道施設損壊
- 砂防施設損壊
- 清掃施設損壊
- 農地流失・埋没
- ライフライン損壊
- 船舶流失・損壊
- 家屋等流失
- 養殖施設の流失
- 農地へ海水流入
- 施　設　倒　壊
- 火災・炎上・爆発
- 溶岩流・降灰

- 死者・行方不明者
- 火災の発生
- 負傷者の発生
- 避難者の発生
- 庁舎・職員の被災
- 学校施設閉鎖
- 医療機能の低下
- 道 路 の 不 通
- 鉄道の運行停止
- 港湾・空港閉鎖
- 瓦礫の発生・散乱
- 断　　水
- 停　　電
- 電 話 の 不 通
- ガス供給停止
- 下水道使用停止
- 農漁業基盤の喪失
- 土壌・作物の汚染
- 農作物等の汚染
- 海洋（水）汚染
- 工場・発電停止

- 社会的不安の増大
- 震災孤児の発生
- 帰宅困難者の発生
- 孤立地域の発生
- 行政機能の不全
  - 応急対処の遅れ
- 避難所開設制約
- 応援部隊進出遅延
  - 救助活動の遅延
  - 消火活動の遅延
  - 医療活動の制約
- 救援物資輸送遅延
- 遺体処理の制約
- 瓦礫処理の所要大
- 事業所閉鎖・移転
- 流通機能のマヒ
- 燃 料 の 不 足
- 農漁業活動の停止
- 外国人の国外退去
- 風　評　被　害
- 資機材・電力不足
- 広地域立入禁止

執るべき災害応急対策

執るべき自治体の災害応急対策

❶捜索・救助

⓫患者空輸

⓾物資輸送

❾消火活動

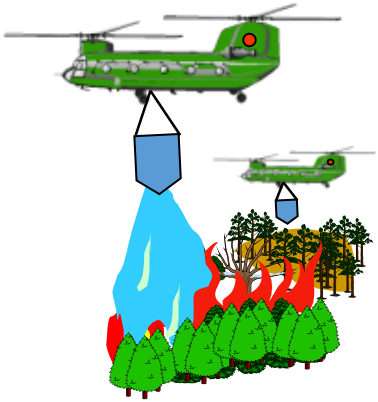

❷避難所の開設

災害対策本部

❸救護所の開設

❽ライフライン復旧活動

❹災害ボランティア本部

❺入浴支援

❻給水・給食支援

❼埋火葬対応

災害対策本部として執るべき災害応急対策

全部・要員が一丸となって災害応急対策＝住民の生命、身体、財産の保護を遂行する！！

自治体の責務

住民の生命、身体及び財産の災害からの保護

災害対策本部

本　部　長

副 本 部 長

本　部　員
（各部局長）

本 部 要 員

○参謀として本部長の意思決定を補佐

○実行部隊として、本部決定事項を執行

各部長の立場

本部室付班

企 画 戦 略 部
総　務　部
環 境 市 民 部
健 康 福 祉 部
産業スポーツ部
都 市 建 設 部
会　計　部
教　育　部
議　会　部
広 域 行 政 部
支　部
非常備消防部
常 備 消 防 部

実施すべき業務

執るべき災害応急対策

◎ 発災当日の被害状況

①救護所の開設・運営状況

②避難所の開設・運営状況

③応急危険度判定実施状況

④備蓄物資の配分状況

⑤ライフラインの復旧状況

⑥観光客への対応

⑦遺体収容所の開設・運営状況

⑧災害ボランティア本部開設支援

⑨農林業施設の被害及び復旧状況

⑩安全情報の収集に関する状況

⑪市民広報及び報道対応状況

⑫職員の被害状況及び再編成

⑬本部施設の被害・復旧状況

⑭公用車の集中管理（配車）状況

・情報収集・提供・伝達
・報告・要請・連絡・調整
・要請・要求・相談への対応

住　民
学　校（避難所）
関係機関
民児委協議会
管理施設
自主防災会
事業所
協定業者
観光施設
マスコミ
社会福祉協議会等
帰宅困難者（観光客）
国・他自治体
応援部隊
協定締結市
要配慮者支援
在留外国人
その他

ＢＣＰ発動に伴う「災害応急対策業務」

	所掌部	災害応急対策業務
1	企画戦略部	1　市民広報及び報道対応に関すること 2　避難所の開設・運営に関すること 3　帰宅困難者への対応に関すること
2	総務部	1　職員の動員及び調整（避難所、各支部への派遣など）に関すること 2　災害対策予算措置に関すること 3　庁舎の被害状況と取りまとめ及び緊急機能確保措置に関すること 4　被害者及び家屋の被害調査に関すること
3	環境市民部	1　所管施設の被害状況及び災害応急復旧に関すること 2　応急給水計画に関すること 3　戸籍、住民基本台帳に関すること 4　埋火葬・遺体措置に関すること 5　災害ボランティア本部との連絡調整に関すること
4	健康福祉部	1　災害救助法の適用に関すること 2　被災者の医療救護に関すること
5	産業スポーツ部	1　備蓄物資の配分及び支援物資の受入配分に関すること 2　主食、副食、生活支援物資の調達及びあっせんに関すること
6	都市建設部	1　応急危険度判定に関すること 2　道路・橋梁・河川等土木施設関係の被害調査及び災害応急復旧に関すること
7	会計課	1　災害応急対策に伴う経費の収支に関すること 2　義援金品の受付、受領及び一時保管に関すること
8	議会事務局	1　議員との連絡に関すること 2　災害対策本部の活動状況に関する情報提供
9	教育部	1　所管施設の被害状況調査及び災害応急復旧に関すること 2　幼稚園・児童・生徒の避難及び保護者への引渡しに関すること
10	広域行政組合事務局	1　所管施設の被害状況調査及び災害応急復旧に関すること 2　代替施設の確保に関すること

災害対策本部の情報・報告の流れ

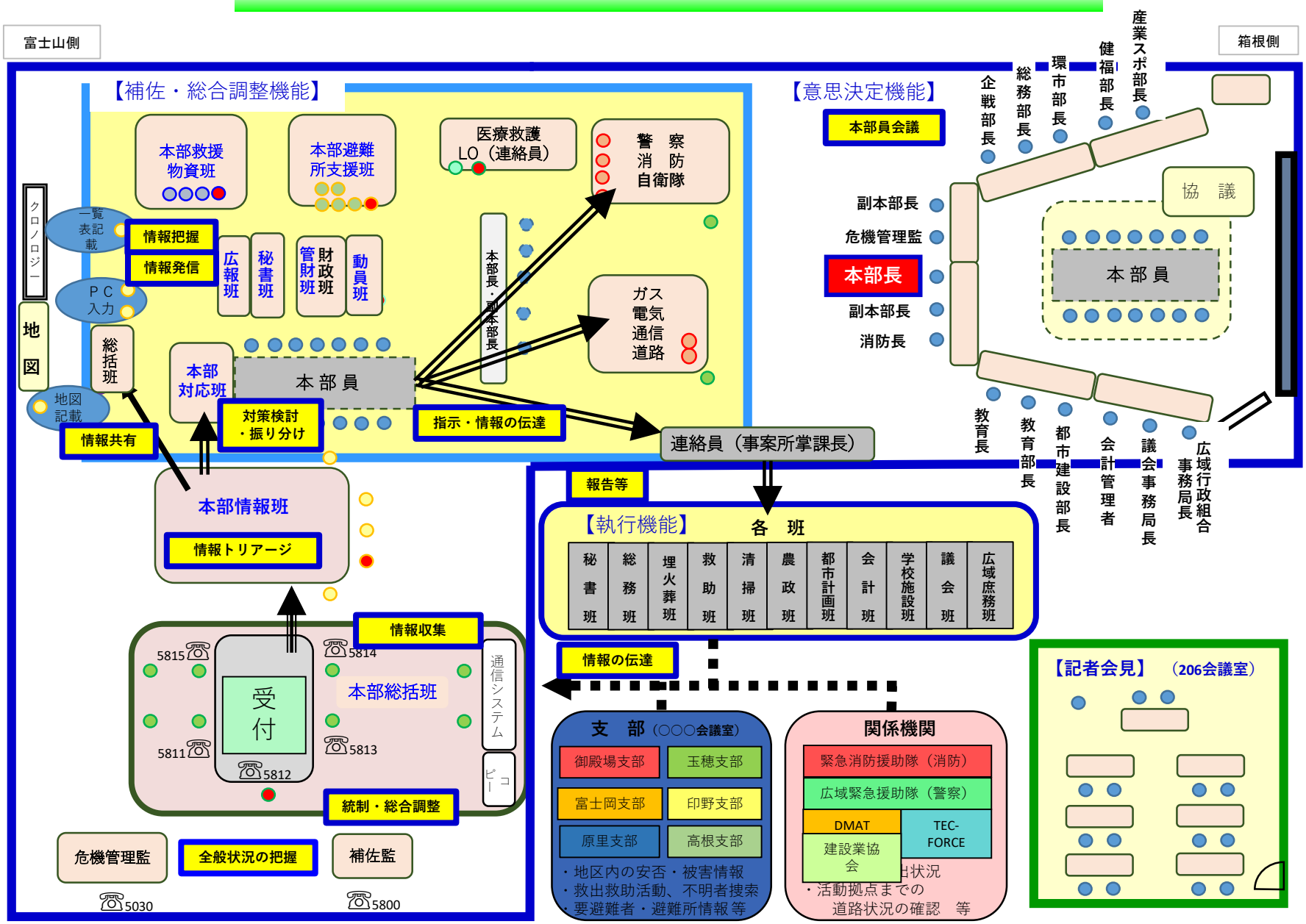

災害対策本部長の役割：対策に関する決定・承認・指示・確認

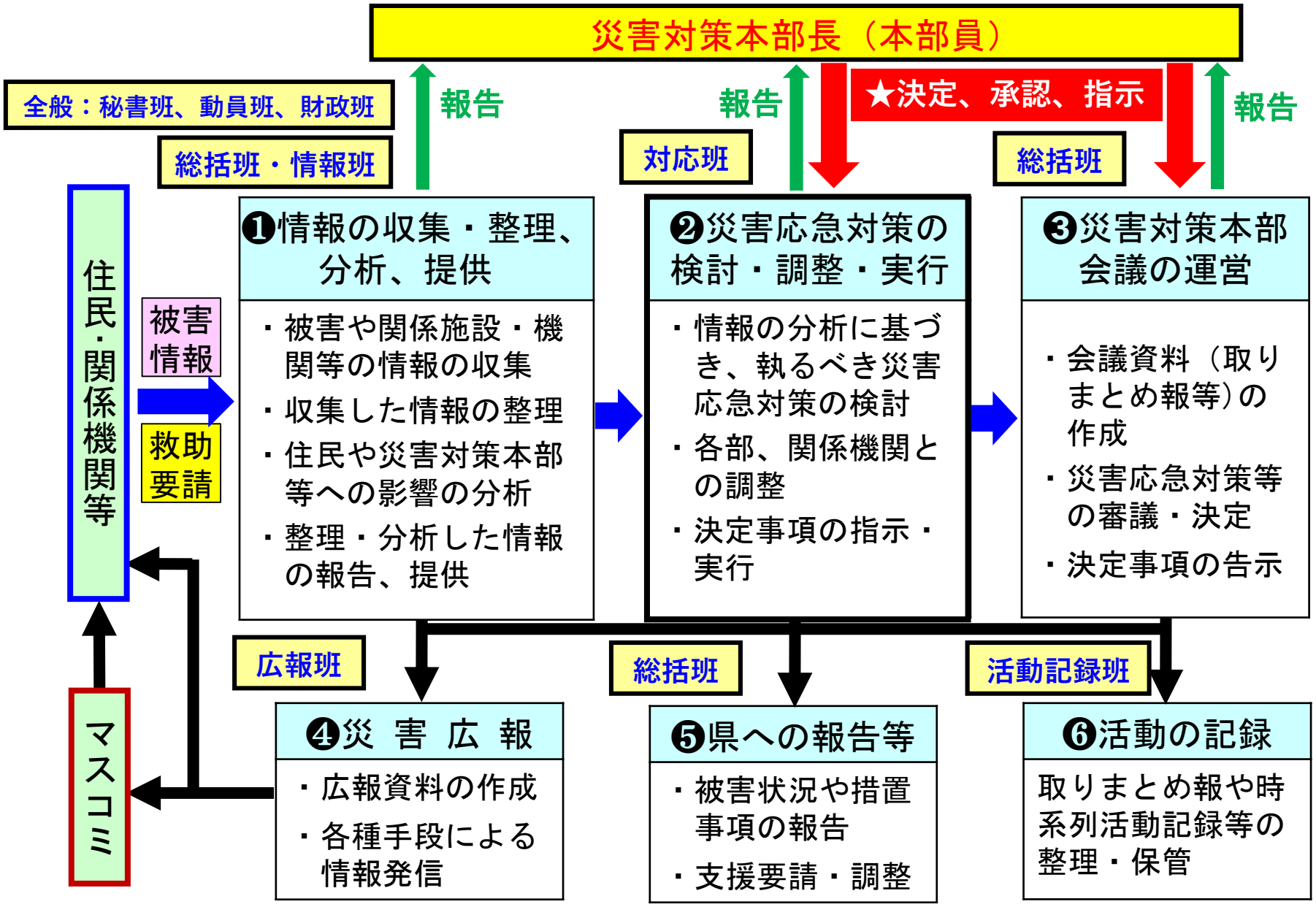

重要

災害対策本部活動のポイント

住　民
学　校（避難所）
町内会、自主防災会等
管理施設
関係機関
事業所
協定業者
観光施設
マスコミ
社会福祉協議会
帰宅困難者
県
応援部隊
協定締結市
その他

連絡報告要請
確認連絡要請
連絡調整
要請指示

各部・局等（共通）

積極的な情報収集と集約・整理分析及び情報の共有・提供

①何のために、どのような情報を、どこから収集するか
↓
②収集した情報をどのように集約・整理するか
↓
③これらの情報から何をしなければならないか
↓
④整理・分析した情報をどこに、どのように提供するか

各部、関係機関との密接な連携による災害応急対策の立案・調整

①何を、何のために、何時までに、どのように実施するか
↓
②誰と、どのような事について調整するか

報告要請
確認連絡
報告調整
確認指示

本部事務局

自衛隊等の災害派遣要請
被害や活動（対策）状況等の取りまとめ
各部・防災関係機関との連絡調整（調整会議の開催）
本部員会議資料の準備指示・まとめ、開催・運営
広報資料の作成

県災害対策本部
住民への広報

決定、承認、指示
報告

本　部　長
本部員会議

報告事項（取りまとめ報）

1　地震・津波の情報
2　気象情報
3　被害の状況
4　国・県の対応状況
5　防災関係機関の活動状況
　警察、消防、自衛隊、海保、ＤＭＡＴ等
6　市の対応状況
（１）活動体制
（２）災害対策本部の設置
（３）市が執った主な応急措置
（４）応援要請
（５）災害応急対策の概要
　救出・救助、消火、医療救護、避難者収容、交通、物資等
7　今後の予定

各種計画やマニュアルを準拠とした活動・業務の遂行

災害対策本部会議の進行要領

○会議次第

１　気象情報　・・・本部付班（情報班長）
・地震・津波の情報、注意報・警報の発令状況、天候の推移予測
・応急対策活動に及ぼす影響

２　被害状況　・・・本部付班（情報班長）
各種の被害の状況と推移予測（応急対策活動に及ぼす影響）

３　関係機関等の活動状況　・・・本部付班（総括班長）、各機関
国、都道府県、消防、警察、自衛隊、海上保安庁、その他

４　各部の体制・活動状況　・・・本部付班（総括班長）、各部班長等
被害状況の把握・分析及びこれに基づく災害応急対策（措置した事項）

５　当面の活動方針及び重要対策に係わる実施構想（案）
（１）当面の活動方針（案）　・・・本部付班（総括班）
（２）重要対策に係わる実施構想（案）　・・・本部付班（総括班）
（３）重要対策に関連する対策（案）　・・・担当部等
（４）広報実施要領（案）　・・・本部付班（広報班長）
（５）その他（調整事項、特異事項等）　・・・関係部等

６　本部長指示

７　連絡事項
業務予定（次回会議、主要な業務等）、その他　・・・本部付班（総括班長）

○　会議の司会進行
危機管理監

災害対策の流れ

重要

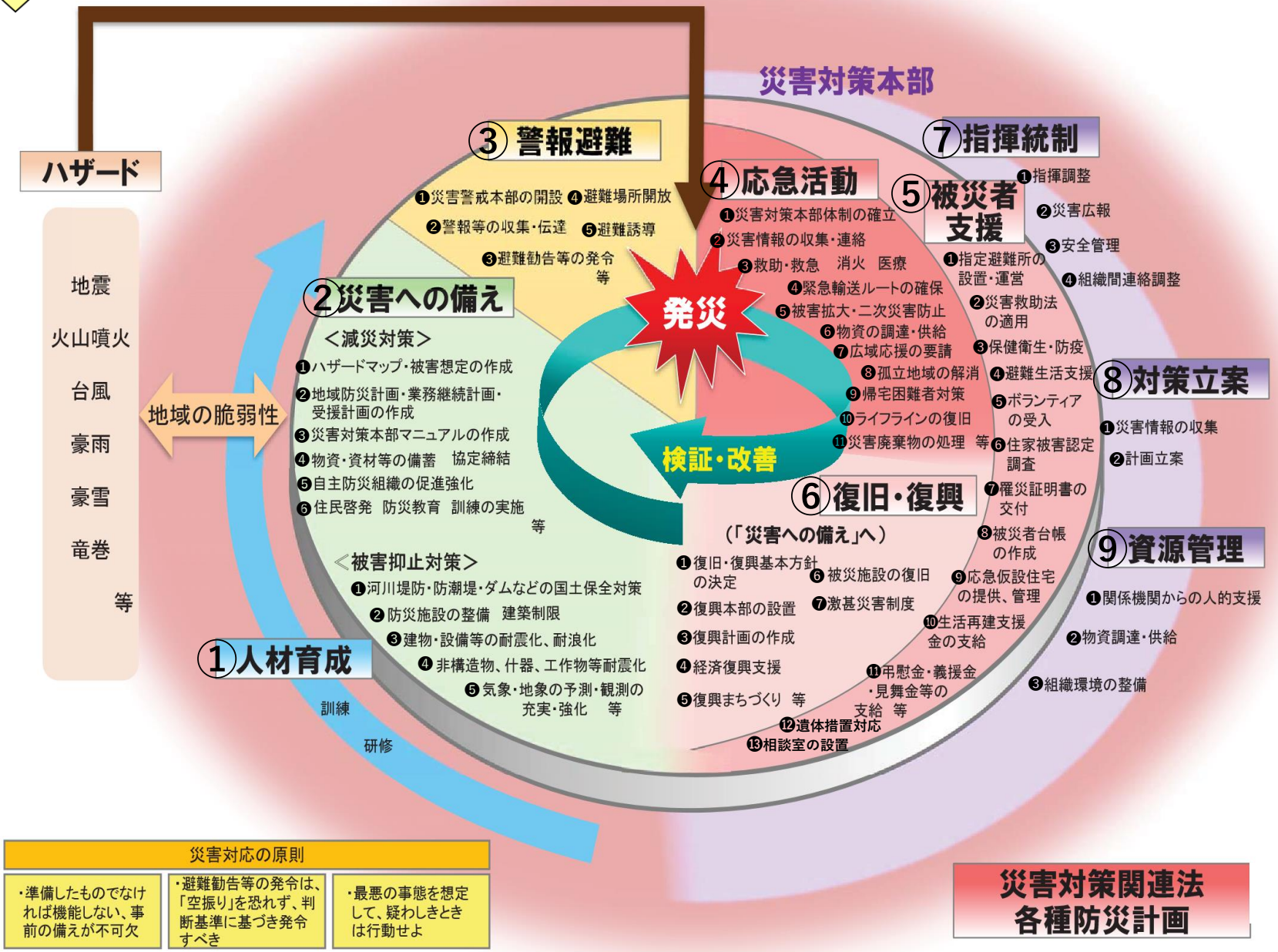

災害対応の原則

- ・準備したものでなければ機能しない、事前の備えが不可欠
- ・避難勧告等の発令は、「空振り」を恐れず、判断基準に基づき発令すべき
- ・最悪の事態を想定して、疑わしきときは行動せよ

災害対策関連法
各種防災計画

御殿場市災害対応務担当分掌（平時：課・災害時：班編成）

	実施項目	細部実施内容	担　当
平時	①災害の備え	〈減災対策〉 ❶ハザードマップ・被害想定の作成　❷地域防災計画・業務継続計画・受援計画の作成　❸災害対策本部マニュアルの作成　❹物資・資材等の備蓄　❺災害協定締結　❻住民啓発・防災教育・訓練の実施	◎危機管理課
		〈被害抑止対策〉 ❶河川堤防・防潮堤・ダムなどの国土保全対策　❷防災施設の整備、建築制限❸　建物・設備等の耐震化 ❹非構造物、工作物等耐震化　❺気象・気象の観測・観測の充実・強化	◎都市建設部 ❺総括班
	②警報避難	❶災害警戒本部の開設　❷警戒等の収集・伝達　❸避難指示等発令　❹避難場所開放の指示　❺避難誘導	◎総括班
	③人材育成	❶訓練　❷研修	◎危機管理課
災害時	④応急活動	❶災害対策本部体制の確立（危機管理課 ⇒ 総括班） ❷災害情報の収集・連絡（総務課 ⇒ 情報班） ❸救助・救急、消火・医療（消防本部、健康推進課・救急医療課 ⇒ 医療救護班） ❹緊急輸送ルートの確保（道路河川課・管理維持課 ⇒ 道路河川班） ❺被害拡大・二次災害防止の指示（危機管理課） ❻物資の調達・供給（避難所・避難所外被災者含む。）（農政課 ⇒ 救援物資班） ❼広域応援の要請（危機管理課） ❽孤立地域の解消（危機管理課） ❾帰宅困難者対策（観光交流課 ⇒ 帰宅困難者支援班） ❿ライフラインの復旧（都市計画課・管理維持課 ⇒ 道路河川班） ⓫災害廃棄物（災害ごみ）の処理（環境課 ⇒ 清掃・衛生班）	❶総括班 ❷情報班 ❸消防本部・医療救護班 ❹道路河川班 ❺総括班 ❻救援物資班 ❼❽総括班 ❾帰宅困難者支援班 ❿道路河川班（管理維持） ⓫清掃・衛生班
	⑤被災者支援	❶指定避難所の設置・運営（未来プロジェクト課 ⇒ 避難所支援班、ペット担当：環境課 ⇒ 清掃・衛生班） ❷災害救助法の適用（社会福祉課・災害救助法担当業務区分）　❹避難生活支援（社会福祉課・長寿福祉課） ❸保健衛生・防疫（健康推進課・救急医療課 ⇒ 医療救護班） ❺ボランティアの受入（本部立上げ：社会福祉協議会との連携）（市民協働課 ⇒ 地域支援班） ❻住宅被害認定調査　❼罹災証明書の交付　❽被災者台帳の作成（税務課・課税課 ⇒ 調査記録班） ❾応急仮設住宅の提供、管理（建築住宅課 ⇒ 建築住宅班） ❿生活再建支援金の支給（社会福祉課 ⇒ 救助班） ⓫弔慰金・義援金・見舞金等の支給（総務課 ⇒ 総務班、社会福祉課 ⇒ 救助班、会計課 ⇒ 会計班） ⓬遺体措置・対応（市民課・国保年金課 ⇒ 埋火葬班） ⓭相談室（被災者なんでも相談）の設置（くらしの安全課 ⇒ 市民相談班）	❶避難所支援班 ❷❹救助班（❷救急医療関係） ❸医療救護班 ❺地域支援班 ❻❼❽調査記録班 ❾建築住宅班 ❿救助班 ⓫総務班（支援）・会計班 ⓬埋火葬班　⓭市民相談班
	⑥復旧・復興	❶復旧・復興基本方針の決定　❷復興本部の設置　❸復興計画の作成　❹経済復興支援　❺復興まちづくり ❻被災施設の復旧　❼激甚災害制度（都市計画・都市整備・建築住宅・公園緑地・建築住宅・道路河川・管理維持課）	◎都市建設部 ・総括班
	⑦指揮統制	❶指揮調整（危機管理課）　❷災害広報（魅力発信課 ⇒ 広報班）❸安全管理　❹組織間連絡調整	総括班、❷広報班
	⑧対策立案	❶災害情報の収集（危機管理課）　❷計画立案（危機管理課）	総括班
	⑨資源管理	❶関係機関からの人的支援　❷物資調達・供給（農政課）❸組織環境（庁舎）の維持管理（管財課 ⇒ 管財班）	❷救援物資班　❸管財班

発表資料様式の定型（一例）

○記者発表・プレスリリース項目

１　地震・津波、気象に関する情報
・地震・津波の情報、注意報・警報の発令状況、天候の推移予測
・応急対策活動に及ぼす影響

２　被害状況
各種の被害の状況と推移予測（応急対策活動に及ぼす影響）

３　関係機関等の活動状況
国、都道府県、消防、警察、自衛隊、海上保安庁、その他

４　市の対応状況
（１）当面の活動方針
（２）災害対策本部の世設置
（３）市が行った主な応急措置
　　避難命令・勧告等、応援措置、災害救助法の適用
（４）災害応急対策の概要
　　救出・救助、消火、医療救護、被災者の収容、交通、物資など
（５）その他（マスコミなどへの応援・協力依頼）

５　今後の対応・予定

６　本部長指導・指示

災害対策本部と医療救護本部の通信の確保

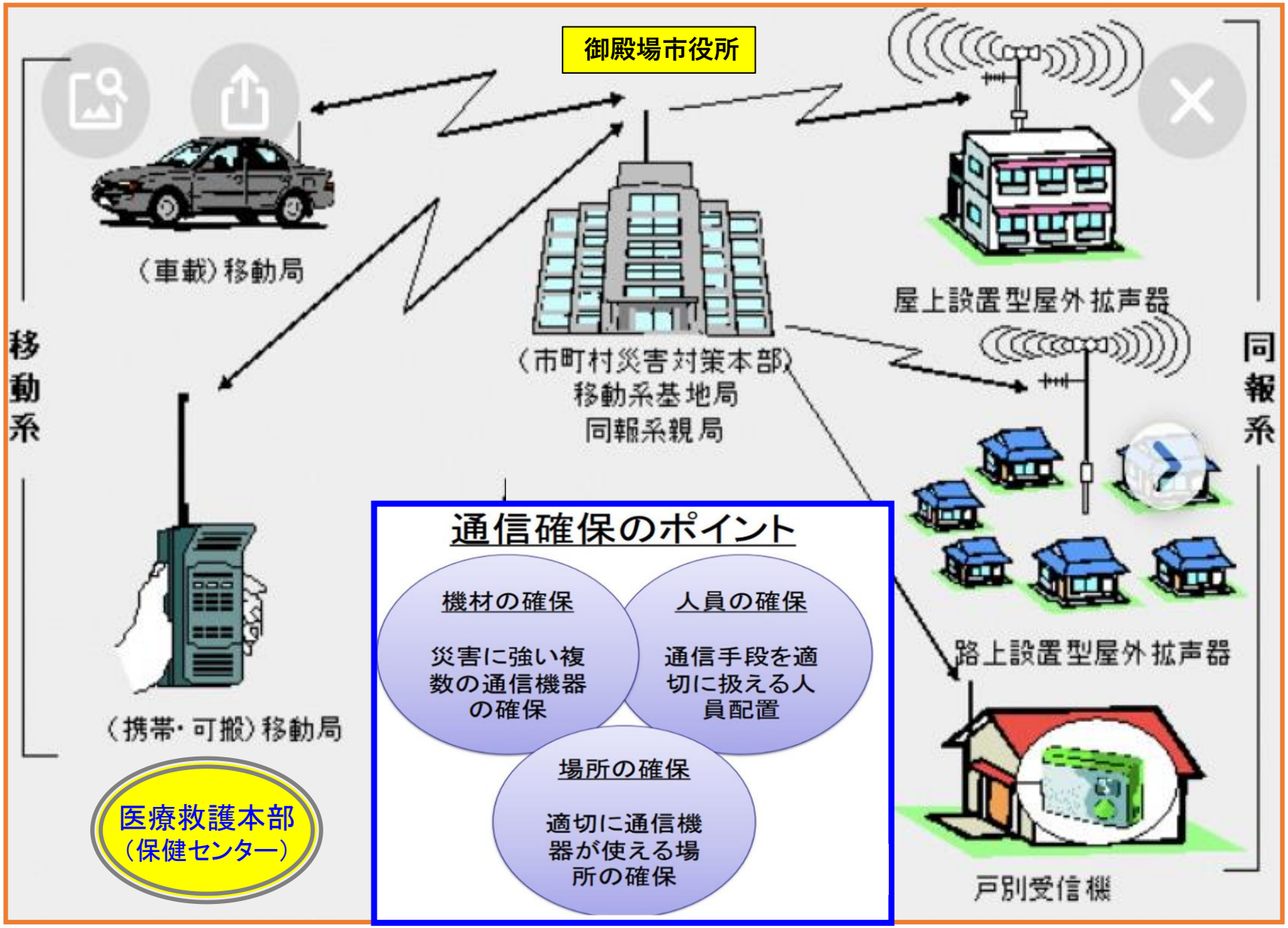

災害発生時における情報ニーズの変化

段階	災害発生初期（発生～２・３日）	静穏期～応急復旧期（～１週間）	復旧期（～１ヶ月）
情報種別	安全に係る情報	生活の維持に係る情報	生活の再建に係る情報
細部情報	①地震・津波等の情報 ②災害の発生状況 ③応急対策の状況 ④二次災害に関する情報（火災、崖崩れ、建物倒壊） ⑤避難勧告・指示の情報 ⑥安否情報 ⑦応急救護所、医療機関の開設状況 ⑧道路・交通規制情報	①ライフライン情報（電気、ガス、電話、水道、下水道等の被害状況と復旧見込み） ②食料、物資等供給情報 ③風呂、店舗等開業状況 ④鉄道・バス等交通機関の運行、復旧見込み情報 ⑤道路情報 ⑥医療機関の活動情報 ⑦治安情報	①住宅情報（応急仮設住宅、空家あっせん等） ②各種相談窓口の開設情報 ③り災証明書の発行情報 ④税・手数料等の減免措置の状況 ⑤災害援護金等の融資情報等

重要

災害対策本部が保有すべき能力

危機対応（態勢）の重要性

災害発生初期において、被害の最小化と対応態勢確立のために応急的にとるべき災害対策本部の要員の参集、災対対策本部の開設、❶災害情報等の収集・伝達、❷応急対策の立案・調整、❸会議の開催、❹広報、❺応援部隊等の受入れなどの諸活動またはその態勢が重要

危機対応を適切に実施するための要件

活動の基盤

人的

①災害の状況をイメージすることができる。
②災害対策本部の設置・運営に係る一連の流れを理解している。
③組織の所掌事項及び自分の役割、業務の内容・遂行要領を理解している。
④関係機関等の組織、機能、活動等について理解している。
⑤機器等の操作やシステムの活用ができる。

物的

⑥業務の準拠となる計画やマニュアルが整備されている。
⑦災害対策本部の施設、備品、事務機器・用品が整備されている。

活動能力

⑧連絡態勢が確立され、必要な要員の参集ができる。
⑨災害対策本部の開設（机や備品、電話機等の設置、機器の立ち上げ）ができる。
⑩通信機器や情報システム等の機能が維持されている（作動する）。
⑪情報の収集・分析、応急対策の立案・調整、実行の指示などができる。
⑫状況の取りまとめ、応援要請、報告・広報資料等の文書の作成・発信ができる。
⑬課長（班長）等が適時適切な判断、決断、指示、指導ができる。
⑭災害対策本部内組織間及び関係機関との調整、連携ができる。
⑮会議の開催、運営や広報活動ができる。

説　明　項　目

Ⅰ　地を知り 危険を知り 我を知る

Ⅱ　災害対策本部の活動を考える

Ⅲ　熱海市伊豆山土石流災害に学ぶ

～『熱海市伊豆山土石流災害から学ぶ！』～

熱海市伊豆山土石流災害の概要（1）

1　概　要

梅雨前線による大雨により、令和３年７月３日（土）１０時３０分頃、熱海市伊豆山の逢初川（あいぞめかわ）沿いで発生した大規模な土石流災害

⇒ 逢初川の上流部、標高約390m地点で発生した崩壊が土石流化し、甚大な被害

2　発生地域

御殿場から約27km・１時間の地点

伊豆山土石流発生時の気象（降水量１日～３日）

降り始めからの積算降水量は400mm以上、7月 2 日12:30に土砂災害警戒情報発令

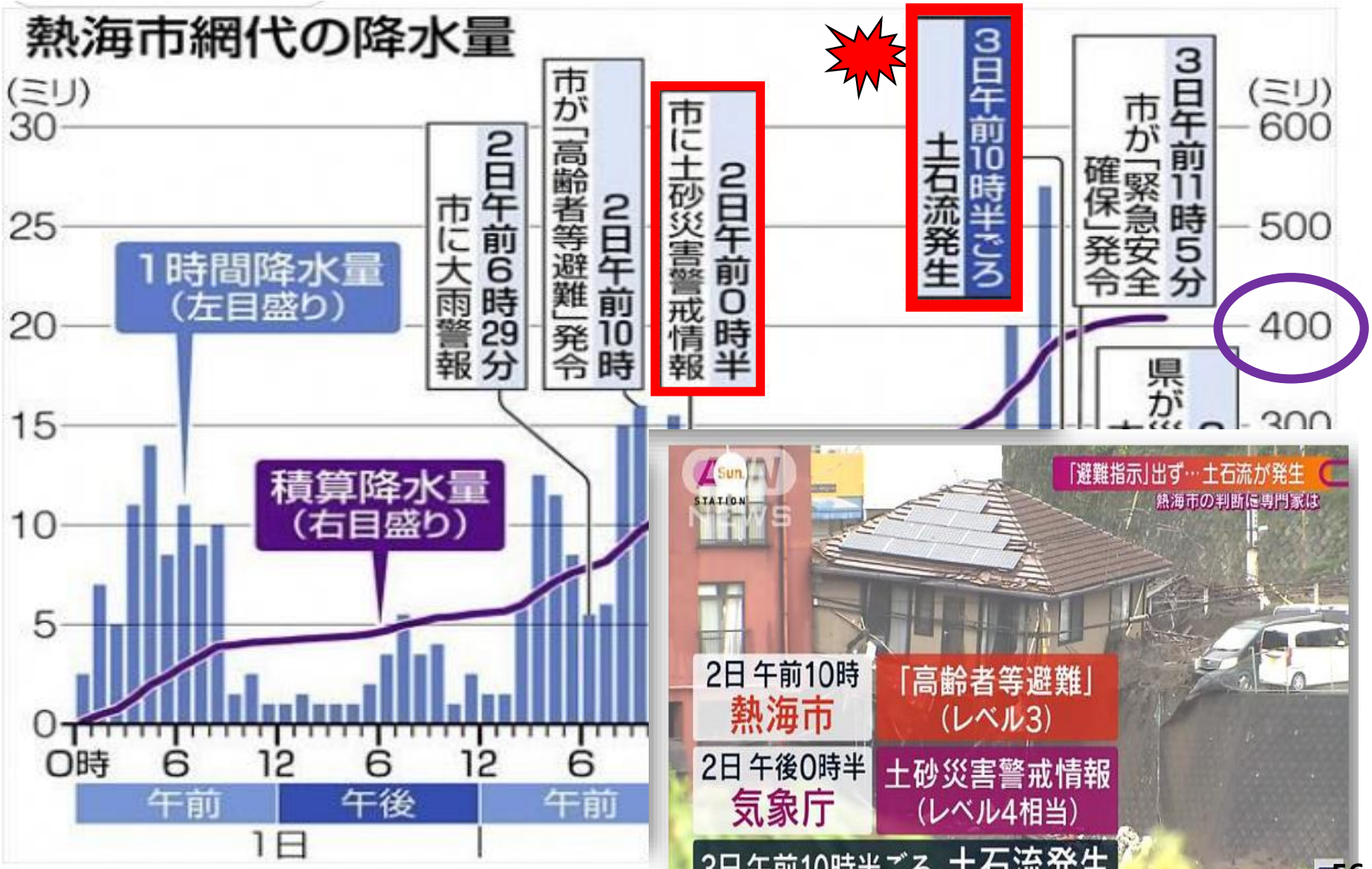

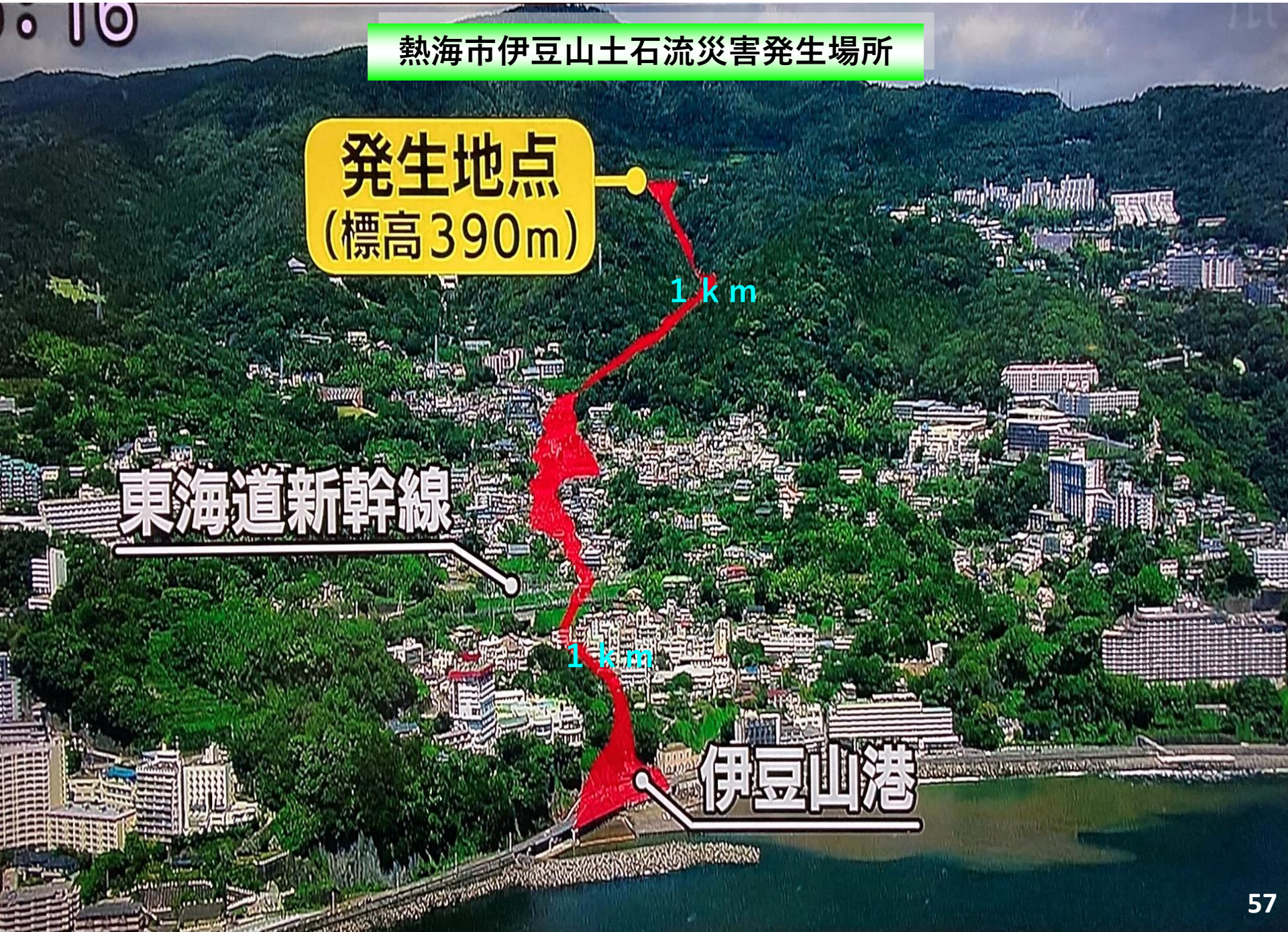
熱海市伊豆山土石流災害発生場所
発生地点
(標高390m)
1 k m
東海道新幹線
1 k m
伊豆山港

土石災害発生地域の状況

❶岸谷地区

❷逢初橋地区

熱海市伊豆山土石流災害の概要（2）

区 分		要 点	備 考
対応状況 （初動対応）	熱海市	7月2日10:00　大雨警報及び降雨状況から「高齢者等避難」発令 12:30　気象庁「土砂災害警戒情報」発表 7月3日10:30　土石流発生 ❶ 11:05　「緊急安全確保」発令 市災害対策本部設置。捜索・救助等災害応急対策実施 指定避難所・臨時避難所開設　10カ所 県から災害救助法の適用を受ける。 7月4日　指定避難所からホテル避難所へ避難者を移動 7月6日　県から被災者生活再建支援法適用を受ける。 【特記事項】 熱海市内の病院で人工透析を受けていた患者が、国道通行止めに伴い、以下の対応を実施 ・神奈川在住の患者12名 4名が地元他医療機関での対応した他、8名が病院車両を緊急車両とみなして通行許可を得て、熱海市内病院へ搬送され透析を受けた。	◆熱海市の避難情報発令の仕方（避難指示を出さなかったこと）が問題とされたが、本質的事項ではない。 それよりも、一部の職員が危険性を察知していながら、県と市、各庁内で共有せず、平素から住民に危険性を周知し、早めの避難を促さなかったことが問題

災害対策本部活動状況（１）

職員食糧配分

マスコミ対応

記者会見

災害対策本部会議

消防指揮所
（人命救助活動）

人命救助指揮所

災害対策本部

災害対策本部活動状況（２）

記者会見

災害対策本部会議

災害対策本部

熱海市伊豆山土石流災害の概要（3）

区　分		要　点	備　考
対応状況	県	◆7月3日 12時　県災害対策本部設置、自衛隊に災害派遣要請 12:45　第1回本部会議 13:08　東部地域局から職員2名を熱海市役所に派遣 13:30　消防庁に緊急消防援助隊の派遣要請 13:40　難波副知事を現地へ派遣、15時には危機管理部職員2名を派遣 ❷ 15:30　災害救助法の適用を公示 ◆熱海市の災害対策本部業務の直接支援、市町に対する職員派遣の調整	◆情報収集 ◆市内の土石流警戒区域の状況を点検（レッドゾーン内に住家がないことを確認） ◆幹部職Mで、土石流災害の状況と市の対応について情報共有 ◆現地調査 ◆応援職員派遣 ◆お見舞状、義援金贈呈、追悼メッセージ 【事業所の対応】 JR、中電が市災対本部にLOチーム派遣
	国	◆自衛隊の災害派遣 御殿場市板妻駐屯地34普通科連隊等、第1師団所属部隊 14:40以降、逐次現地到着　19時現在約140名で捜索・救助活動実施 4日から航空自衛隊増援（ドローン隊等） ◆消防庁の広域応援 緊急消防援助隊　静岡、横浜、東京から派遣開始 ◆海上保安庁 巡視艇による捜索活動、初日に2名（心肺停止）発見。引き続き、巡視船4隻派遣 ◆警察庁の広域応援 県警機動隊の支援として、管区機動隊、警視庁・新潟県警・三重県警の合計約200名が派遣 ◆国交省の支援 ・照明車、衛星通信車、排水ポンプ車、TEC-FORCEドローン班 ・静岡地方気象台の気象支援 ・国土技術総合政策研究所の調査員派遣 ❸ ◆DMAT等の医療チーム派遣	

災害対応と法律

災害対応において法律を学ぶことの意義

▶法治国家の我が国には、１００を超える災害関連法規があり、法を「守る」・「使う」・「作る」の３つの視点から、災害対策を行う上で災害関連法規・制度を知ることは極めて重要

⇒ 特に「災害対策基本法」、「災害救助法」、「被災者支援制度（弔慰金・障害見舞金・援護資金）」

類型	予防（災害対策基本法）	応急（災害救助法）	復旧・復興
地震 津波	大規模地震対策特別措置法 津波対策の推進に関する法律 ・地震財特法 ・地震防災対策特別措置法 ・建築物の耐震改修の促進に関する法律 ・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 ・東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法	・消防法 ・警察法 ・自衛隊法	激甚災害法 ＜被災者への救済援助措置＞ ・中小企業信用保険法 ・天災融資法 ・小規模企業者等設備導入資金助成法 ・災害弔慰金の支給等に関する法律 ・雇用保険法 ・被災者生活再建支援法 ・株式会社日本政策金融公庫法 ＜災害廃棄物の処理＞ ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ＜災害復旧事業＞ ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 ・公立学校施設災害復旧費国庫負担法 ・被災市街地復興特別措置法 ・被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法 ＜保険共済制度＞ ・森林国営保険法 ・農業災害補償法 ・地震保険に関する法律 ＜災害税制関係＞ 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律 ＜その他＞ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律
火山	活動火山対策特別措置法		
風水害	河川法 特定都市河川浸水被害対策法	水防法	
地滑り 崖崩れ 土石流	・砂防法 ・森林法 ・特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法 ・地すべり等防止法 ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律		
豪雪	豪雪地帯対策特別措置法		
原子力	原子力災害対策特別措置法		

災害対策基本法（一般法）

①災害対策基本法

▶目 的－1959年の伊勢湾台風を契機に1961に制定された、わが国の防災全体の枠組みを規定する法律

この法律は、国土と国民の生命、身体、財産を災害から保護するため、①防災計画の作成、②災害予防、③災害応急対策、④災害復旧の各フェーズにおいて、国や都道府県、市町村、指定公共機関、住民のそれぞれが果たすべき役割と義務を規定し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。（第１条）

▶理 念－減災の考え方、自助・共助・公助などの考え方などを明記することで、これらを広く共有し、関係者が一体となって災害対策に取り組む体制を整えていけるようにすること。（第２条の２）

主に、災害応急対策においては、人の生命・身体の保護が最も優先してなされるべきことを定める。

▶防 災－防災上の配慮として、配慮が必要とされる高齢者や障害者、乳幼児などを要配慮者として定義、このうち避難行動に関わる配慮が必要な者を避難行動要支援者として定義する。（第４９条の　１０）

▶災害応急対策－災害対策本部立ち上げにより、災害対応を一元的に行う。（第２３条、第２３条の２）

重要

災害救助法（特別法）の概要

災害救助法（S22年法118）の概要

※平成25年度厚生労働省から内閣府に移管。

「災害対策基本法」を中心に、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みの中で、「災害救助法」は、発災後の応急期における応急救助に対応するための法律である。

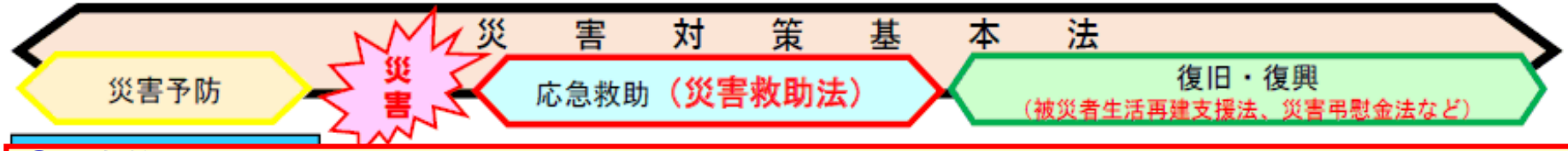

②災害救助法

▶目 的－1946年の南海地震を契機に1947年に制定された法律であり、国が地方自治体や日本赤十字社などの協力のもと、応急的に必要な救援を現物で行うことで、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。（第１条）

実際には、法定受託事務（利便性や効率性を考慮して、委任し委任された事務）として国に代わって都道府県が法に基づく救助を行い、市区町村がこれを補助することとされている。（第１３条、第１７条）

▶適用基準－市町村の救護力をもってしては対応できない程度の規模の災害の場合に適用

具体的な適用基準は、災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合などが設定被害が発生した場合、自動的に法に基づく救助が行われるのではなく、被災都道府県知事の決定による。

▶救助の種類－人々の命と健康や当面の暮らしに直結する項目が設定されている。

具体的には、①避難所および応急仮設住宅の設置、②炊出しその他による食品の給与・飲料水の供給、③被服・寝具その他生活必需品の給与・貸与、④医療および助産、⑤被災者の救出、⑥福祉サービスの提供、⑦住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理、⑧日常生活に必要な最小限限度の部分の修理（応急修理）、⑨学用品の給与、⑩埋葬、死体の捜索及び処理、⑪障害物の除去（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）の１１項目

▶医療従事者と関係が深い種類－④医療および助産であり、災害のために医療機関が混乱し、被災地の住民が医療の途を失った場合、救護班により応急的に医療を提供し、被災者の保護を図る。

熱海伊豆山土石流災害における災害救助法手続きの流れ

		令和３年度									令和４年度								
		2／四期			3／四期			4／四期			1／期			2／期			3・4／期		
		7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10－3		
業務全般		7/3 10:30頃 土石流発生	災害救助法に係る概算申請・交付期間								災害救助法に係る実績申請・交付期間								
			概算資料の作成・提出						精査（審査）受け		概算資料の作成・提出				精査（審査）受け				
国	内閣府	7/6 市職員に対する説明会実施						①②資料受理	審査	①②交付決定	❶❷資料受理	審査 ヒアリング					❶❷交付決定		
県	危機管理部	7/3適用																	
	健康福祉部 政策管理局 企画政策課 企画班	②県概算申請資料作成			①＋② 概算申請資料提出			②交付受け			❶＋❷ 概算申請資料提出						ヒアリング受け		❷交付受け
					①市概算申請資料受理・審査						❷県概算申請資料作成 ❶市実績申請資料受理・審査								
保	熱海保健所 健福センター				①市概算申請資料受理・県へ提出						❶市実績申請資料受理・県へ提出								
市役所	危機管理課	7/3適用受け																	
	社会福祉課	①市概算申請資料作成（担当⇔各課担当）						①概算申請		①交付受け	❶市概算申請資料作成						9／26－28		❶交付受け
		社会福祉課 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮									❶実績申請						各担当ヒアリング受け 社会福祉課 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮		
		※ポイント：確実な申請資料の蓄積と整理																	

避難所における様々な支援
（DMAT・DPAT・DWAT・保健師・看護師支援）

	区　分	活動内容	活動場所	7／3・土	7／4・日	7／5・月	7／6・火	7／7・水	7／8・木	7／9・金	備考
①	DMAT（災害派遣医療チーム）	・災害現場の救助チームの健康管理 ・避難者の健康管理 （５チームが参集し活動）	・現場指揮所 ・県調整本部（県庁） ・熱海地域DMAT活動拠点本部（熱海保健所）	4	6	7	8	8	8	8	単位（チーム）
②	DPAT（災害派遣精神医療チーム）	・避難者の精神面の健康管理 ・日本赤十字社派遣職員との連携（避難者の相談対応・ストレス解消） ・JDMORT（日本災害死亡者家族支援チーム）との連携	・県調整本部（県庁） ・避難所 （熱海ニューフジヤホテル）	－	2	1	1	1	1	1	単位（チーム）
③	DWAT（災害派遣福祉チーム）	・避難所での要配慮者の介護 ・１チーム５名（福祉施設等職員） ⇒ 静岡県２０６名を養成（福祉施設等職員	・市指定の避難所、福祉指南所 ・避難所 （熱海ニューフジヤホテル）	－	－	－	4	3	3	4	単位（人）
④	県保健師	・避難者の健康管理 ・新型コロナウイルスなどの感染症対策に関する助言・指導	・避難所 （熱海ニューフジヤホテル）	－	－	4	4	4	4	4	単位（人）
⑤	災害支援ナース（県看護協会）	・夜間における避難者の健康管理	・避難所 （熱海ニューフジヤホテル）	－	－	－	3	3	3	4	単位（人）
計				4	8	12	20	19	19	21	

災害医療対応の整備（救護所・災害拠点病院）

救護所の内部配置

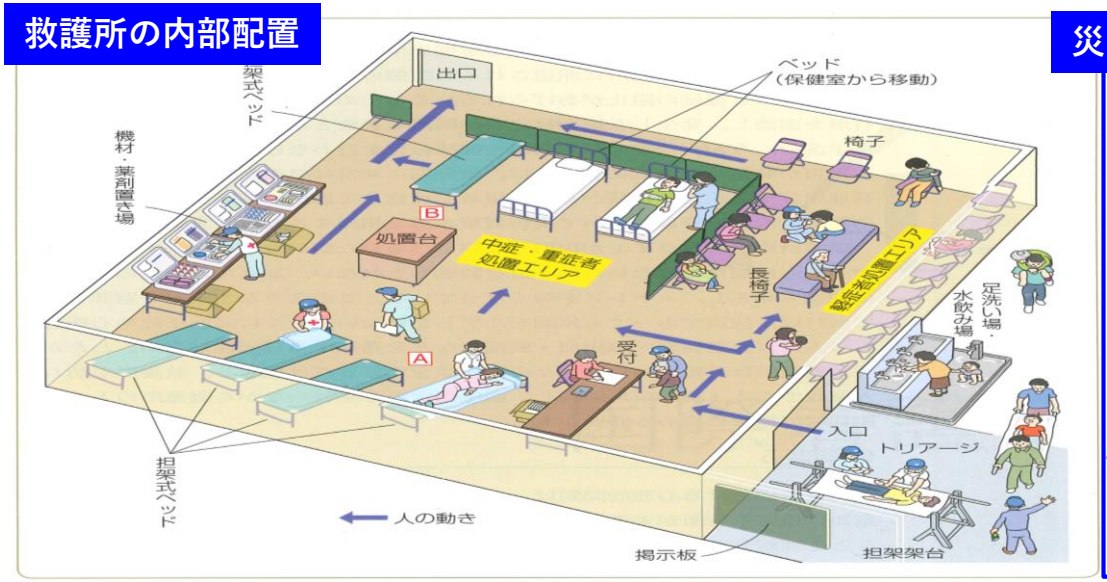

災害拠点病院の役割

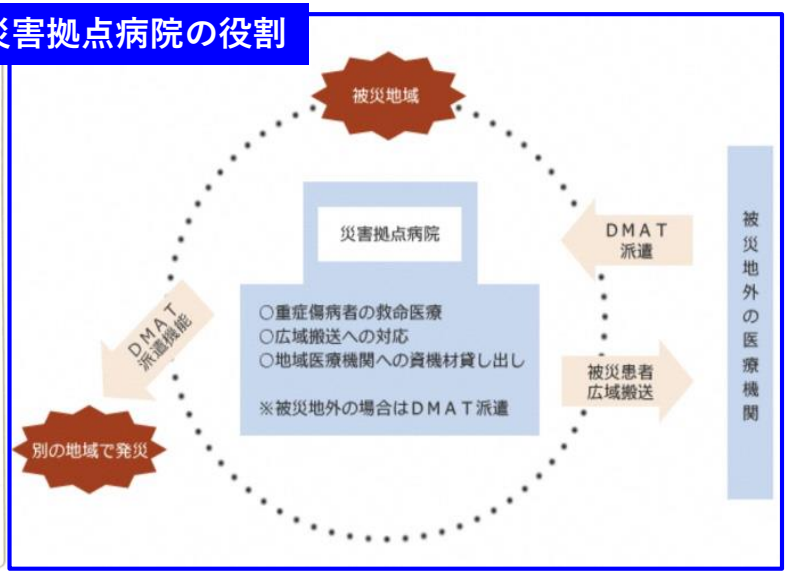

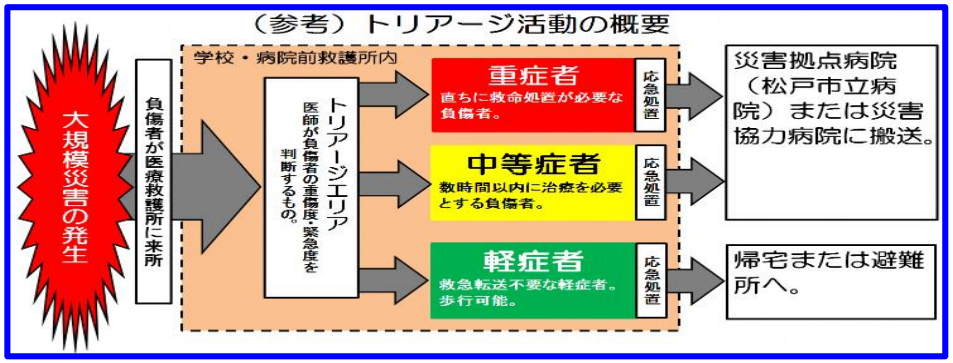

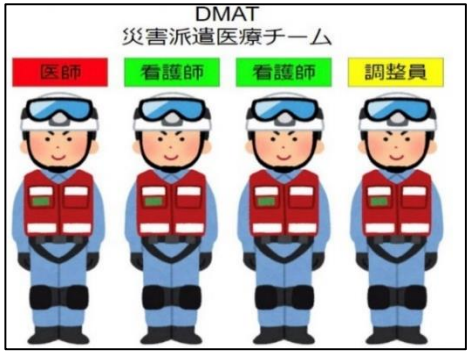

★ 阪神・淡路大震災を教訓に、我が国の災害医療対応の整備は大きく前進

⇒ ①トリアージの概念の普及 ②災害派遣医療チーム（DMAT）の養成

③災害拠点病院の整備 ④広域災害救急医療情報システムの構築など

熱海市伊豆山土石流災害の概要（4）

区　分		要　　点	備　考
土石流被害発生の特性	対応上の特性	◆防災上 ・盛土の危険性を住民や市役所内の一部で承知し、流出の兆候が出ていたにも関わらず、市及び県として組織的な防災措置が講じられなかった。 ◆災害応急対策上 ①安否確認⇒早い段階で安否不明者を公表したことで、捜索救助活動の迅速化が図られた。 発災2日目の夜に、安否不明者64名の名簿公表したことで、翌日朝、県が安否不明者25人の名簿公表 県警が追加5人を公表 ❹ ②捜索救助 ・常備消防及び消防団による避難誘導、捜索救助活動が迅速であった。 ⇒消防団が地元密着型の組織であった。消防長の的確な初動対応指揮 ・地元消防、自衛隊、緊急消防援助隊、警察広域応援部隊による組織的な捜索救助活動を展開 ⇒応援部隊の統括を消防長（前職危機管理監）が行い、役割分担と連携要領を的確に統制した。 統括指揮所が市災対本部と同じフロアにあり、連絡容易であった。 ❺ ③住民避難等 **⇒ 避難所支援（健康管理・要配慮者の介護・新型コロナ感染者対策）** ・当初、市の指定避難所（学校体育館、公共施設）であったが、2日以降市内ホテルを借り上げ避難所とした。⇒高齢化率が5割を超え、体育館での避難生活に耐えられない（特に夏場の暑さ）との判断。観光地である熱海市内の地理的特性、コロナ禍で宿泊客が少なくホテル側も歓迎できる状況であった。 ・災害発生現場等の危険箇所への立ち入り規制は、「避難指示」の発令と規制線の設置という方法で行った。当初から「警戒区域」の設定という方策もあり得たが、「警戒区域」の設定は、重機による流出土砂の本格撤去作業段階から行った。	※ホテル避難所は快適ではあったが、コミュニケーションが不足し、閉じこもって不安を抱えている人々が多くいた。❻ ⇒被災者支援コーディネーターの活動によって交流の場が設けられた。

人命救助・捜索指揮所における調整会議

熱海市消防長（元危機管理監）による全般統制

昼夜連続状況下における捜索活動

救助活動に取り組む自衛隊員ら＝熱海市伊豆山（４日午後２時40分ごろ）

大規模な土石流で住宅などが押し流された現場＝熱海市伊豆山（４日午後２時40分ごろ）

被害甚大 懸命の捜索

熱海市伊豆山 土石流災害

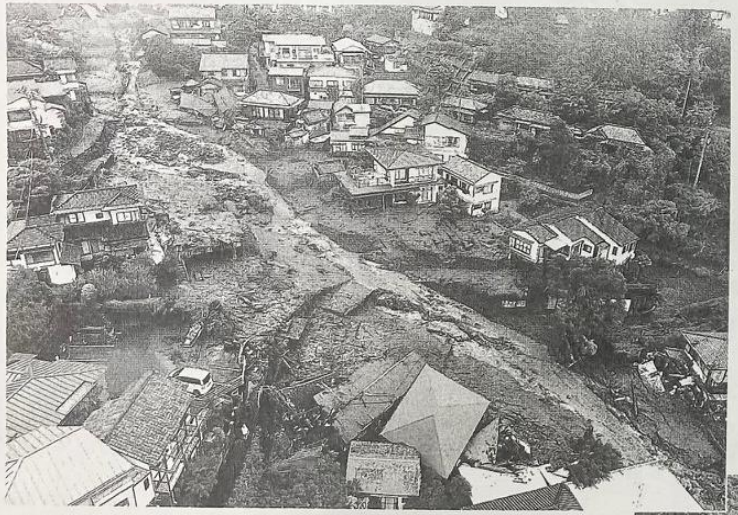

大規模な土石流が発生した現場＝熱海市伊豆山（３日午後４時すぎ、本社ドローンより）

土石流で大破した住宅の前で立ち入りを規制する警察官＝熱海市伊豆山の国道135号逢初橋付近（４日午前10時ごろ）

救助活動に取り組む自衛隊員ら＝熱海市伊豆山（４日午後２時半ごろ）

熱海市伊豆山土石流災害の概要（5）

区　分		要　　点	備　考
土石流被害発生の特性	対応上の特性	⑦ ④遺体措置　☞ **普段窓口担当の市民生活課の女性職員が担任に！** 県警本部が先行的に、市街地から離れた公共施設に早期開設。葬祭業者団体と連携して対応 ⑤災害ガレキ 平地部が少ない熱海市の中で、災害ガレキ置場と流出土砂置場を確保。市外への搬出について県と調整 ⑧ ⑥ライフラインの確保・応急復旧 ・被災エリア内は電気・水道設備は完全に破壊された。周辺エリアは、断水が長く続いた。 ・生活ごみ回収は、発災現場周辺の立ち入り規制エリア以外は通常通り行われた。 ・幹線道路（国道135号、市道）の通行規制で、高齢者の移動手段が制限され、住民生活に大きな支障となった。 ⑦2次災害防止 ・国交省、土木事務所による新たな土石流兆候の監視・警報システム運用 ・一定雨量に基づく避難情報発令基準設定 ・規制地区への住民の立入制限⇒警戒区域設定による強制的な立入制限 ⑨ ⑧災害ボランティア　☞ **静岡県社旗福祉協議会、熱海市社会福祉協議会が大奮闘！** ・2次災害防止のため一般ボランティアの受け入れ見合わせ⇒安全確保確認後の市民ボランティアに限定 ⑧総理大臣を始め、国交大臣等政府の要人及び県知事等が現場を早い段階で視察し、国の直接支援や本格復旧の財源確保に大きな効果をもたらすことになった。 ◆災害本格復旧・復興上 ①行政機関（自衛隊・国交省）及び民間の大量の重機支援による土砂の撤去作業 ②県施策によるみなし公営仮設住宅の確保：公営、民間借り上げ等 ③復興方針に関する住民説明会：議論が尽くされておらず、市が提示した方針事項への住民の反発が大きい。⇒地域性の強い伊豆山地区の特性を十分に考慮する必要あり。	

重要

県警・熱海市・葬儀業者＋支援チームの連携

災害に伴う遺体安置所（南熱海マリンホール）

遺体措置（遺体安置所の状況）

右：検視会場（ホール）入り口
左：行方不明者相談係等

遺族・マスコミ対策のためブルーシート設置

検視・検案会場

屋外の遺体洗浄テントからの搬入口

災害に伴う遺体安置所（南熱海マリンホール）

検視（警察）・死体検案（医師）会場

重要

新潟県中越沖地震における民生支援所要の変化と活動実績

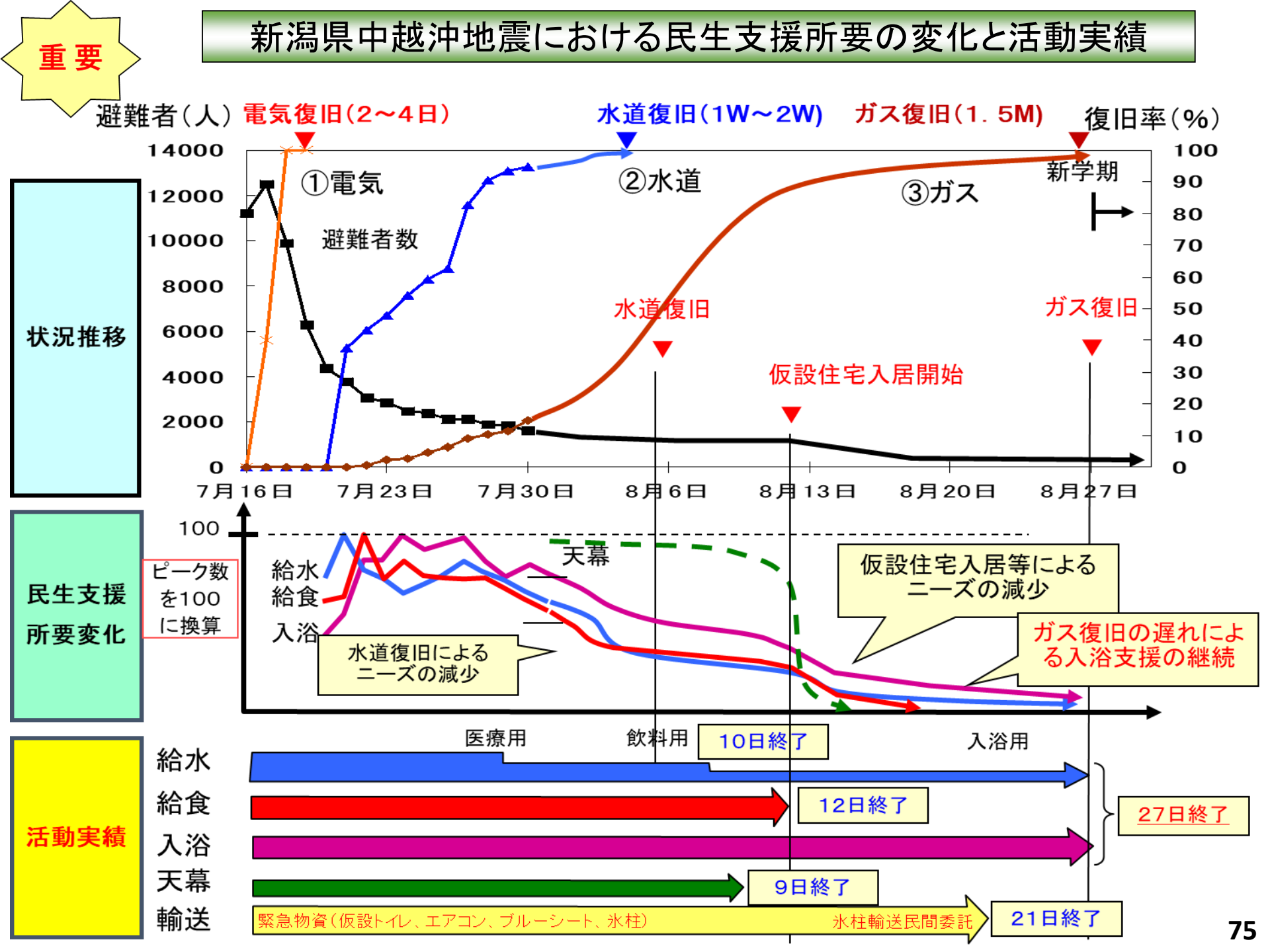

市災害ボランティアセンターの活動

海新聞　新聞　令和3年（2021年）7月22日　（木曜日

熱海土石流

ボランティアの活動開始

初日14人　土砂、がれき撤去

階段にたまった土砂やがれきなどを除去するボランティア
＝熱海市伊豆山

土石流災害を受けて熱海市社会福祉協議会が立ち上げた市災害ボランティアセンターは21日、被災現場での活動を始めた。初日は14人が参加し、土砂やがれきの撤去作業などに汗を流した。

被災地の立ち入り禁止エリアが緩和されたことを受けて始動した。事前登録した市内在住者に個別連絡して参加を募った。

参加者は市役所で受付を済ませた後、送迎車両で伊豆山浜会館へ移動。走り湯へ続く階段などにたまった土砂やがれきなどを除去し、バケツに入れて運

災害時におけるボランティア活動

被災地での活動例

熱海市伊豆山土石流災害の概要（6）

区　分	要　　点	備　　考
教訓事項のポイント	◆災害対応に係る行政の不作為を絶対回避 「縦割り」の弊害排除 ・国、県と市との関係⇒国・県の管理ということで、任せきりにしない。住民から見れば、国・県・市は同じ行政 ・庁内の各部署との関係⇒自分の持ち場だけに目を奪われない。住民の命と暮らしを守る観点から全体（分野的・時間的）を俯瞰する意識と対応。そのための情報共有 ・現行法令で対応しきれない部分は、直接アプローチして市民の安全を確保⇒法令の不備を言い訳にしない。 ◆災害応急対策 ・広域応援部隊の効果的、効率的運用⇒自衛隊・警察・消防の実働部隊を統括する部署と作戦室の設置（コントローラーの存在が大きい。情報保全上も専用のスペース必要） ・ホテル避難所の利活用＝高齢者避難の増加、コロナ対策も考慮し、選択肢の一つとして体制整備必要。一方で、デメリットもあり利用者（避難者）自身による運営組織の構築が必要 ・発災直後の警戒区域の設定について、重要な選択肢として躊躇なく検討する発想が必要 ・安否不明者の名簿公表について、手順のマニュアル化が必要 ⑯ ◆本格復旧・復興 ☞ **特別委員会（100条委員会）開催時：議員の災害対策に必要な法令等の見識が必須** ・本格復旧における災害瓦礫・土砂撤去の重要性⇒市の現行の協力枠組みの実効化と拡充推進 建設業団体（重機・オペの確保）、電力・ガス事業者、地域住民との連携枠組みの構築 ・災害救助法・生活再建支援法の早期適用、激甚災害指定等、効果的支援獲得のための手法検討 ・平素における災害復興の考え方に関する住民との意識の擦り合わせについて、何らかの形で取り組む必要あり。 ◆地域住民の突発災害・異常事象への対応能力の向上 ・予知の有無に関わらず、現場での突発事象への迅速な対応を促すための啓発・訓練促進 ・土砂災害警戒区域（レッドゾーン）住民の避難体制について自主防ごとのチェック必要	

重要

被災者に対するワンストップ支援

『なんでも相談室』　配置図（本庁舎１階）

証明写真

なんでも相談

弁護士等三士会

自販機

ATM

↑市民課

情報公開コーナー

パスポート窓口

待合スペース

相談窓口（案内②）

受付カウンター（案内①）

案内看板設置

←調査記録班（り災証明書等）

エレベーター

←相談室③

正面玄関

相談室①

消費生活相談窓口
外国人生活相談窓口

階段
↓
建築住宅班
（仮設住宅）

相談室②

くらしの安全課
プライベートな案件等は、相談室①～③を使用

被災者相談窓口の開設

聞
日
IMBUN
郵便物認可
7/27日(火曜日)
発刊の定日　日刊（除く月曜、祝祭日の翌日）
令和3年（2021）
伊豆毎日新聞社
熱海市清水町17－21
TEL 0557(81)2996-5610
FAX 0557(82)7248
購読料　1ヶ月874円

文具の世界へいらっしゃい。
ink インク
清水町・卸団地店
0120-818-018
静岡県駿東郡清水町卸団地244
定休日＝第1月曜日・第2・第4火曜
営業時間＝10:00～19:00
www.net-de-ink.com

事前調査で35世帯に り災証明書発行済み

福祉センターに被災者相談窓口開設

8月11日まで各種証明申請書受付・発行など

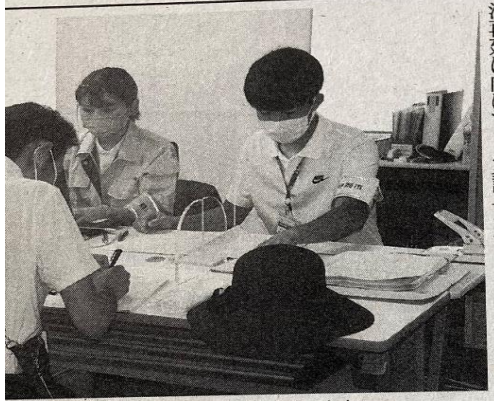

ター３階に開設された被災者相談窓口

市は26日、令和3年7月の大雨災害に関し、「被災者相談窓口」を市総合福祉センター3階に開設した。被災者の生活再建に向けて、り災証明申請書受付・発行、各種相談窓口等を設置し、市や県の担当者が相談に応じている。

相談窓口に設置されたブースは、①り災証明書申請受付・発行（税務課）②被災者生活再建支援制度等申請受付（長寿介護課）③生活相談ブース＝生活再建に関する相談（静岡県災害対策士業連絡会）、生活に関する相談（熱海市社会福祉協議会）、行政に関するよろず相談（静岡県県民生活課）④被災者サポート＝災害サポートレンタカーの貸与（一般社団法人日本カーシェアリング協会）⑤その他＝情報コーナーの設置（被災者支援に関するパンフレット等）となっている。

被災に関して発行できる証明書は「り災証明書」、「被災証明書」、「被災届出証明書」があり、り災証明書は災害時に住んでいた家・部屋の被害程度を証明するもので、発行対象者はその家・部屋の世帯主及び世帯員。被災証明書は所有している建物の被害程度を証明するもので発行対象者は建物を所有する人。被災届出証明書は所有している建物以外の家財・動産の被害の届出があった旨を証明するもの。発行対象者は建物以外のものを所有する人となっている。

土石流ではなく2次被害で

伊豆山浜地区在住の男性語る

26日、市総合福祉セン　報道陣の取材に応じ、そ　れるか、自宅に戻れるか

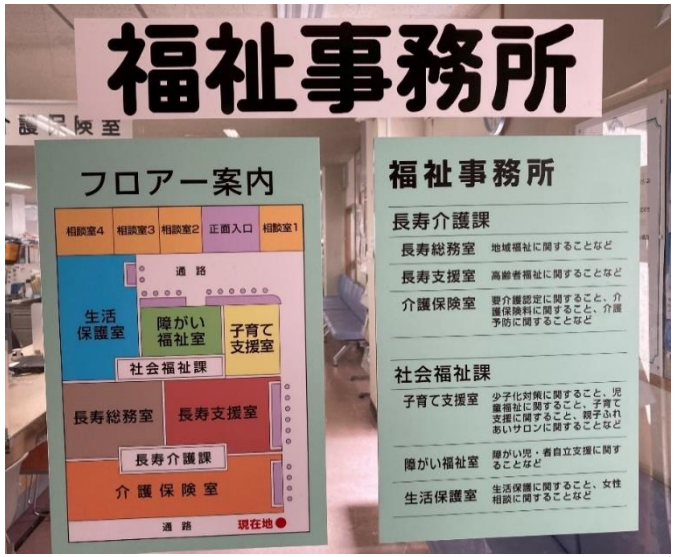

発行できる「証明書」

① り災証明書

災害時に住んでいた家・部屋の被害程度を証明するもの。

発行対象者：家・部屋の世帯主・世帯員

② 被災証明書

所有している建物の被害程度を証明するもの。

発行対象者：建物を所有する方

③ 被災届出証明書

所有している建物以外の家財・動産（家具・家電・車等）の被害の届出があった旨を証明するもの。

発行対象者：建物以外のものを所有する方

様々な被災者支援制度

カードを使って上手に生活再建！

-あなたの生活再建・住宅再建のために使えるカードを選んで並べてみましょう-

＊各制度の適用や利用条件は災害ごと、又は法改正等により異なる場合がありますので災害後に確認してください。

・ピンクのカードには、利用に資力(収入)条件があります
・白紙のカードには、最終的な住居やその他の支援を自由に書きましょう

令和3年4月版

被災者生活再建カード © 2019 弁護士永野 海

災害直後

避難所

数日から数ヶ月の利用（無料）

ボランティア専門家支援

片付け・土砂撤去など様々な困りごとの相談

応急修理制度

仮設住宅

半壊以上
595,000円
準半壊
300,000円

窓口
自治体
誰に

使うと原則仮設住宅に入れなくなるので、修理した自宅でなんとか生活できる世帯

業者に修理を頼む前に自治体に相談

基礎支援金

被災者生活再建支援法

全壊・解体・長期避難
100万円
大規模半壊
50万円

火災（地震）保険・共済

火災保険だけでは地震・津波の被害保障なし

数か月後

仮設住宅

原則 2年 以内
家賃無料
半壊も入居可能性

義援金

家族の死亡や住家被害の程度により支給される

自治体の独自支援

自治体により支援の有無・内容が異なるので情報収集

災害弔慰金

家族の死亡時に遺族に 500万円 又は 250万円 支給

災害援護資金貸付

1か月以上の負傷、家財損害、住家被害に応じ最大
350万円 貸付

雑損控除（災害減免法）

建物・家財・車・墓地などの被害や災害による支出で税金が減免される

その後

公費解体

半壊以上の家屋や一部事業所を無料で解体・撤去

加算支援金

被災者生活再建支援法

建設・購入 200万
修理 100万
民間賃借 50万
＊中規模半壊は上の各半額

被災ローン減免制度

住宅、事業、教育などの個人ローンの減額・免除

リバースモーゲージ

60歳以上なら、不動産を担保に、利息のみの返済可能

災害復興住宅融資
（建設・購入・補修）

建設・購入資金は半壊、補修は一部損壊以上が条件

災害公営住宅

収入に応じて家賃は変動。当初数年は家賃の特例あり

無償提供による応急的な住宅の申込み

伊豆山土石流

応急住宅受け付け開始

公営は44戸、民間74戸

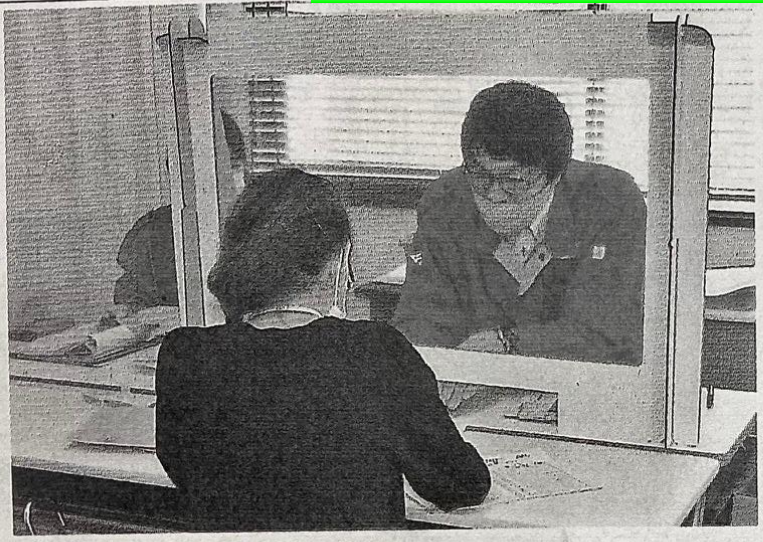

申し込み窓口で担当者の説明を聞く被災者（手前）＝熱海市総合福祉センター

熱海市伊豆山の土石流で住居が「全壊」「半壊」した被災者を対象に、県と市は30日、無償提供する応急的な住まいの申し込み受け付けを始めた。公営住宅は第1回分として44戸を提供し、8月中旬ごろに第2回を予定している。民間賃貸住宅は74戸を受け付けている。会場の市総合福祉センターには初日から被災者が訪れ、希望条件に合う住宅を申し込んだ。

住んでいた家が全壊したという60代女性は「娘と2人で住める所を探したい。避難所に不便はないが、いつまでもいられない。みんな、（避難所を）出てからの生活を真剣に考えている」と話した。

公営は県が確保した102戸のうち、8月4日までの第1回は市営7戸、県営37戸を受け付けている。県営の内訳は市内26戸、三島市10戸、伊東市1戸。高齢者や子ども、妊婦、障害者がいるなど世帯状況により優先順位があり、同じ順位の場合は抽選とする。

民間は受け付け後、不動産業者により物件を仲介する。74戸以外でも家賃等の条件に合えば契約可能。家賃は

熱海新聞

熱海新聞
熱海市中央町19-14
コルト山田ビル1F
〒413-0015
電話 0557(81)0648
FAX 0557(83)3553

伊豆新聞本社
〒414-0054
伊東市鎌田1290-6
電話 0557(36)1234

伊豆新聞デジタル
https://digital.izu-np.co.jp

わがまま
そのまま
快適なバスの旅

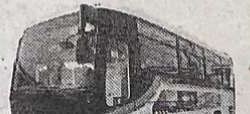

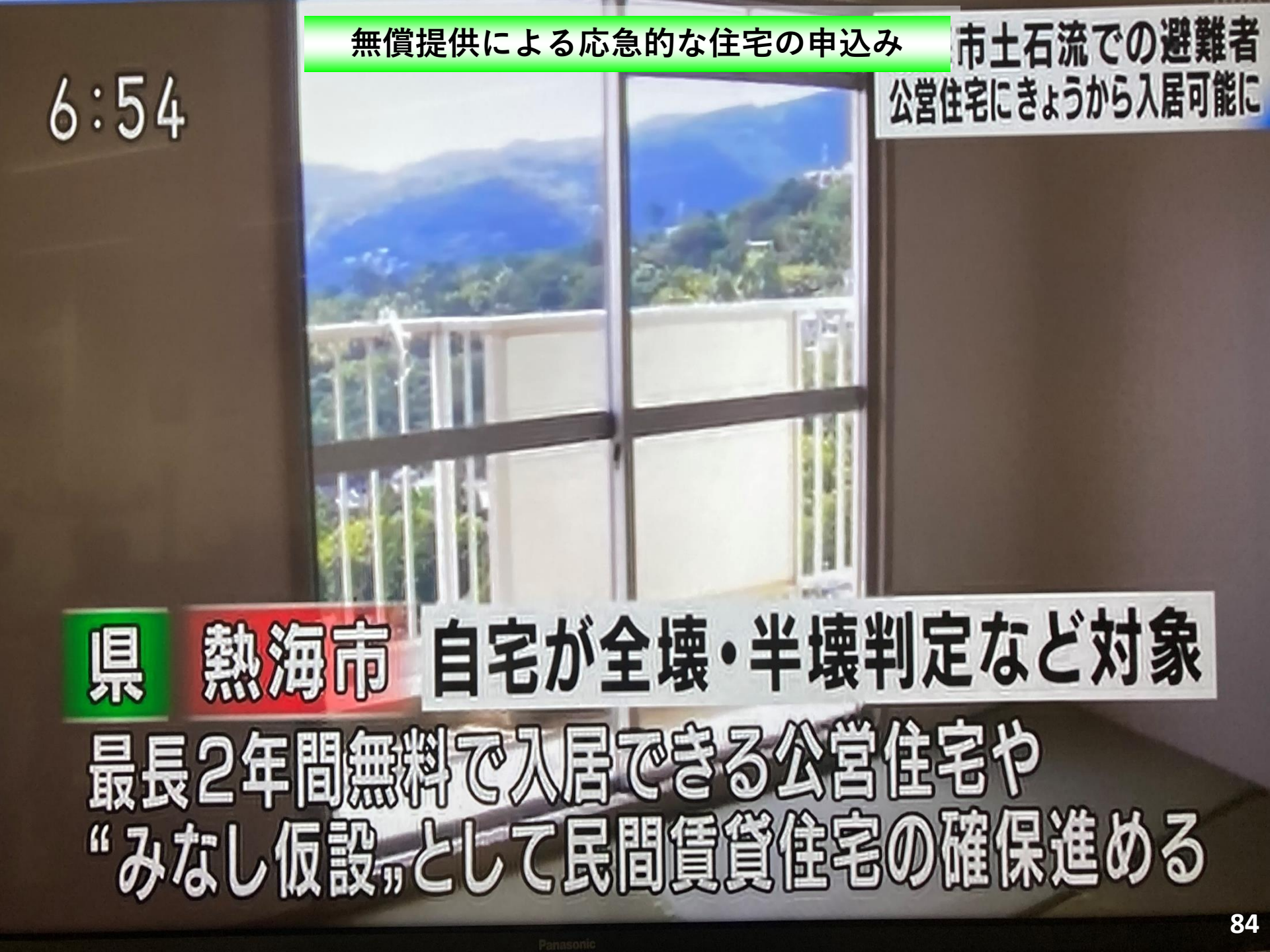
無償提供による応急的な住宅の申込み
6:54
市土石流での避難者
公営住宅にきょうから入居可能に
県
熱海市
自宅が全壊・半壊判定など対象
最長2年間無料で入居できる公営住宅や
“みなし仮設”として民間賃貸住宅の確保進める

教育委員会による学校再開時期の検討

日刊
伊豆毎日
THE IZUMAINICHI SHIMBUN
第21340号
昭和24年6月11日第3種郵便物認可
熱海市清水町17－21
TEL 0557(81)2996・5610
FAX 0557(82)7248
購読料 1ヶ月874円

古希・喜寿・米寿・長寿記念
・マイナンバー証明写真
つ井写真館
熱海市役所上四ツ角 P有り TEL0557-81-2128

伊豆山小学校等の学校再開等 児童、生徒の心理的ケアを第一に検討

教委 市 分散型授業等は1学期終業式までの予定

熱海市教育委員会は16日、伊豆山小学校等の学校再開等について発表した。学校再開等に関しては、土石流による被災児童、生徒の心理的ケアを第一に検討しているという。

発表によると、児童生徒等の7月15日現在の状況は別表の通り。現在の学校活動等の状況については、伊豆山小学校児童は12日(月)より、市内公共施設等2施設(所在未公表)において分散型による授業等を暫定的に開始している。分散型による授業等については、21日(水)1学期終業式までの予定。熱海中学校に在籍する生徒については、通常どおりの学校活動を行っている。

2学期以降の学校再開等に関しては、伊豆山小学校児童は、8月24日(火)2学期始業式以降の学校活動については、保護者等との協議を踏まえ決定することとしている。伊豆山小学校の校舎を使用しての再開については、当面の間「警戒レベル5(緊急安全確保)」が維持されることが見込まれることから、現時点において、2学期以降の再開場所として検討はしていない。熱海中学校に在籍している生徒については、2学期以降も通常の学校活動を行うこととしている。

また、幼稚園、保育園、こども園在園児に関しては、現状、伊豆山幼稚園については、伊豆山小学校

児童生徒等の状況(7月15日17時現在) 児童生徒数

	幼保こ*2	伊豆山小学校	熱海中学校	計
避難所	11	25	20	56
自宅	15	23	10	48
その他*1	5	6	1	12
計	31	54	31	116

*1:親戚、知人宅、アパートなど *2:幼稚園、保育園、こども園

災害等による期限の延長

市税の納付等、対象は伊豆山全体

熱海市では、市税の納付等に係る「災害等による期限の延長」を行う。

これは、今月1日からの大雨による災害により、本市において災害救助法が3日に適用された。本市伊豆山地区においては、土石流が発生し、多数の人が生命・身体に危害を受け、または受けるおそれが生じている状況にあるほか、不動産等の財産においても損害を受けている状況にある。こうした中、大雨災害の被害を受けた人たちへの支援措置として、地方税法及び熱海市税賦課徴収条例に基づき、市税の納付等に係る「期限の延長」を行うもの。根拠法令等は、地方自治法第20条の5の2第1項、熱海市税賦課徴収条例第18条の2第1項及び第2項。

指定方法は、告示の方法により、市税の納付等の期限の延長に関し、その地域及び期日を定めるもの。なお、市税の納期限の延長期間については、初めに始期となる日を告示し、後日、災害が止んだ際に終期となる日を定める告示を行うことにより、確定させる。

また、指定地域は熱海

会長は川崎秀和氏

熱海LC、新年度スタート

熱海ライオンズクラブ(川崎秀和会長)はこのほど、芸妓見番歌舞練場で2021~2022年度初となる第1例会を、この度の土石流災害を受け、プログラムの短縮やゲスト招致しない等、縮小して開催し、新年度を

▽会長=川崎秀和
▽前会長=杉山利勝
▽第一副会長=芹澤徳光
▽第二副会長=駒嶺洋
▽幹事=水谷幸伸
▽会計=相川守
▽ライオン・テーマー=野田真太郎
▽テール・ツイスター=細谷公嗣

前夜に続き

罹災証明

第24回熱海市災害対策本部会議が16日夕、市役所第1庁舎4階会議室で開かれ、会議後の記者会見で、斉藤栄市長は同日の捜査結果で1人の死亡確認と重機投入による捜索活動、伊豆山小学校などの状況を報告した。

被害状況については、16日午後4時時点で、死者は前日夜に死亡が発表された1人と、きょう午後2時5分に死亡が確

災害による観光への影響（風評被害・流言飛語）

令和3年（2021年）7月10日　（土曜日）

伊豆総合版

熱海土石流 伊豆地区観光業に波及

伊東で宿泊キャンセル3000人超

都緊急事態〝追い打ち〟

熱海市伊豆山で発生した大規模土石流の影響が、夏の書き入れ時を目前にした伊豆地区の観光業に波及している。隣接する伊東市では土石流の発生直後から宿泊予約のキャンセルが相次ぎ、伊東温泉旅館ホテル協同組合によると加盟60施設のうち、すでに7割に当たる約40軒で少なくとも3千人以上のキャンセルが出ている。観光協会や駅の観光案内所には連日、「伊東は大丈夫か」「（泊まる予定の）施設は安全な場所にあるか」といった問い合わせが寄せられている。

熱海市の大規模土石流で夏の宿泊予約に関する問い合わせが増えている伊東市観光案内所＝ＪＲ伊東駅内

県ホテル旅館生活衛生同業組合によると、現在、県下の加盟宿泊施設（668軒）を対象に土石流に伴う現況調査を実施中。担当者は「熱海を含め、全体的な把握はまだ先になる」としながらも、9日までに被災した伊豆山地区（8施設）のうち5施設が、温泉設備の流出被害などを理由に、休業に追い込まれていることを確認した、と明かした。中には、被災直後からいまだ連絡のつかない従業員もいるという。

一方で、熱海温泉ホテル旅館協同組合（加盟68施設）の担当者は「正確な影響について現在、詳細な状況を調べている」と話した。

8日には政府が東京都に4回目の緊急事態宣言を出すと決めたことで、観光の現場から

「こんなことに」

熱海市伊豆山の土石流災害現場から発見された遺体のうち、8日に身元が分かった中の2人が天野稲子さん(85)と長男初さん(56)と確認された。

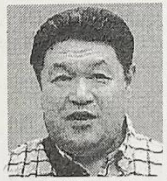

天野初さん

天野稲子さん

人気鮮魚店の親子 死亡確認

親子は網代で山で鮮魚店をんでいた。配達もするくの人が一なるとは」

近

悲しんだ。自宅付近と、親子2盛りしていた仕事熱心で場へ買い付稲子さんが

災害用ホームページは平時に作成、災害時に適用！

熱海市

サイト内検索 検索

検索の使い方

土砂災害警戒レベル3「高齢者等避難」解除

本日（7月12日）正午、伊豆山地区の一部（災害発生地域）を除く市内全域に発令していた警戒レベル3「高齢者等避難」は、土砂災害の恐れが低くなったことから、解除いたしました。
なお、伊豆山地区の一部（災害発生地域）については、警戒レベル5「緊急安全確保」を継続します。引き続き、土砂災害に警戒してください。

重要なお知らせ

- 報道発表資料
- 災害情報
- 交通情報
- 大雨に関する情報
- 被災された方の相談窓口について
- 災害ボランティアについて
- 義援金などの受付

災害ボランティアについて

ページ番号1011333　更新日 令和3年7月7日

災害ボランティア情報

災害ボランティアセンターを令和3年7月5日（月曜日）午後1時に開設しました。

ボランティアの登録については、熱海市社会福祉協議会のホームページからお願いします。

現在、電話での問い合わせには対応できない状況です。

今後の情報については、ホームページに掲載をしていきますのでご確認ください。

ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

熱海市社会福祉協議会（外部リンク）

災害ボランティアの派遣について

義援金などの受付について

熱海市では、令和3年7月伊豆山土砂災害により被害を受けられた被災者を支援するため、令和3年7月5日から義援金口座を開設しました。
ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

※支援金とは
自分が応援したい団体に寄付し、被災地の支援活動に役立ててもらうお金です。
※義援金とは
被災者にお悔やみや応援の気持ちを込めて直接届けるお金です。

義援金を装った悪質なサイトがあるという情報がはいっております。十分ご注意下さい。

ふるさと納税で熱海市へ災害支援の寄付をする場合

ふるさと納税として熱海市への寄附の募集を行っています。

令和3年7月3日発生の土砂災害に係る車両通行止めに伴う一部地区のごみ収集の中止について

ページ番号1011334　更新日 令和3年7月6日

令和3年7月3日発生の土砂災害に係る交通規制に伴うごみ収集の中止について

令和3年7月3日発生の土砂災害に係る交通規制に伴うごみ収集の中止について

令和3年7月3日に伊豆山地区にて発生した土砂災害により、収集車両の通行ができないため、現在、下記伊豆山地区の一部の収集を一時中止させていただいております。

対象地区		
伊豆山岸谷地区	伊豆山浜地区	伊豆山仲道地区

【断水関連情報】給水活動および一部断水の解消について

ページ番号1011331　更新日 令和3年7月12日

7月3日に伊豆山地区で発生した土砂災害により伊豆山地区一部地域が断水しております。
皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、全力を尽くして給水・復旧活動を行っておりますので、節水へのご協力とご理解をお願いいたします。

断水地域

伊豆山地区一部地域

一部施設・地域の断水解消について（7月12日13時現在）

・7月7日午後3時に泉浄水場の水を伊豆山地区へ送水する作業が完了し、一部施設で水道の使用ができるようになりました。

緊急情報

土砂災害の行方不明者について

7月5日 22時10分配信

土砂災害の行方不明者の情報については、下記リンク先をご覧下さい。

- 静岡県公式ホームページ

遺体安置所について

7月7日 11時0分配信

遺体安置所は南熱海マリンホールとなります。
ご遺体を確認される場合は、午前8時から午後6時までに受付をお願いします。

支援物資についてのお知らせ

7月7日 11時20分配信

この度の土砂災害に対し、多くのご支援を賜り誠にありがとうございます。
現在、避難されている皆様の多くは市内ホテルに滞在いただいており、必要とする物資は限られております。大変多くのみなさまから多大なる物資の支援を頂戴しており、保管場所の確保が困難な状況となっております。
その上で、大変心苦しいところではありますが、一度支援物資のご提供（ご支援）をご遠慮させていただきます。

重要

災害広報の重要性と必要性

大災害が発生すると

❶火災、家屋倒壊等
⇒ 家族の死傷、家財の損失、連絡普通話

❷ライフラインの停止
⇒ 避難・生存のための活動の制約

❸社会活動の停止
⇒ 無秩序状態の生起犯罪・事件の発生

❹行政の対応の遅れ
⇒ 約二次災害の発生、不安・不信感の醸成、社会的無関心

絶望・自暴自棄

行政に対する不満・反感

適時適切な広報活動を行うことにより

被害状況の把握

応急対策活動

情　報　発　信

救援・救出情報

復旧・復興情報

被害者ニーズの把握

生存、生活に対する不安感の軽減

自助・共助による対応の促進

行政への信頼の獲得
誤情報の訂正は早く

応急対策活動への理解と協力

内外からの広範かつ積極的支援の獲得

復旧・復興の円滑な推進、進捗状況提示

デマ、流言飛語、風評被害の防止

自治体首長のリーダーシップ

重要

自治体トップのリーダーシップとは？

1　基本的な役割

- 地域住民の命と暮らしと財産を守る「最終責任者」
- 避難情報の発令など、重要な判断や支持を的確に行うため、洗練されたリーダーシップが重要
- 首長のリーダーシップは、平時からの備えと、災害発生後の現場対応の両方で求められる。

2　災害発生時（警戒段階～発災直後）に求められること

- 情報が不完全でも、避難情報などを迅速に判断して指示・命令する判断力
- 災害対策本部を仕切り、関係部課局、消防団を強制力を持って動かす指揮力・指導力
- 国や他自治体、自衛隊・警察、ボランティア団体などとの密接な連携を図るための総合的調整力
- 記者会見やSNSなどで住民に分かりやすく状況を伝える情報発信力

3　災害時にリーダーシップを発揮するための平素の準備

- 地域防災計画、業務継続計画などを整え、「何を優先し、どう動くか」を事前にイメージアップ（腹案）
- 副首長や幹部と役割分担を明確にし、不在時の代行体制を確立（指揮階梯：指揮・命令系統）
- 他自治体や関係機関との顔の見える関係を構築、大規模災害時に応援を受け易い受援体制を確立
- 「最後は自分が責任を取る。」という覚悟と、部課局長との信頼関係を平素から構築
- 「訓練でできないことは、本番でもできない。」 防災に関する教育・訓練を充実（発災初日から10日間）

4　住民との信頼関係の構築

- 災害時において、住民の不安や怒りを正面から受け止め、納得感のある説明、姿勢を堅持
- リスクを隠さず、正直に伝え、共有する。正しい情報の発信、誤情報の速やかな訂正
- 被災者の声を聴き、支援策に反映する。住民からの信頼感の獲得と安心感の付与

5　専門的合理性と住民感情をつなぐ「顔の見える政治リーダー」としての役割

重要

3つの目による観察力

- 鳥の目：幅広い視野
- 虫の目：きめ細やかさ
- 魚の目：潮の流れ

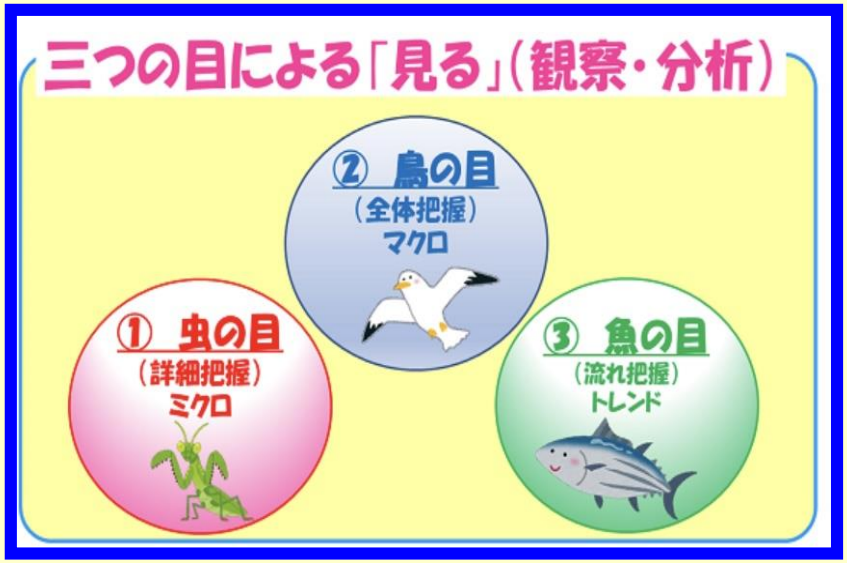

重要

リーダーが持つべき五つの顔

『リーダーが持つべき五つの顔』

リーダーが持つべき「五つの顔」を自分なりに咀嚼(そしゃく)・具体化してみると、

◆ 哲学者の顔：任務・職務を遂行する際、部下に対して何のために（目的）、どのような考え方（理念）で実施するのかを理解させ、強い使命感を確立させること。

◆ 戦略家の顔：部下の性格・能力を把握し、人・物・金・時間等を総合的に運用して、最善の環境を整え、先見洞察力をもって部下を善導すること。

◆ 心理学者の顔：組織は生き物、人の心はコロコロ。職員の微妙な心の動き、些細な行動を見落とすことなくその心理を捉え、全能力を発揮させること。

◆ 教育者の顔：組織にとって最も大切な人材育成。自治体市町村の将来の財産となる職員を中期的視野に立ち、深き教育愛と漲(みなぎ)る情熱をもって育てること。

◆ 演出家の顔：人は感動により心動き自ら行動する。豊かな感性と創意溢れる閃(ひらめ)きによる最高の演出により舞台を創り、部下を活き活きと躍動させること。

災害時における議会・議員の役割

重要

災害時における自治体議会の役割とは？

1　基本的な位置付け

- 自治体議会は、平常時と同様に「住民の代表として意思決定を行う機関」であり、災害時にもその機能を継続することが求められる。
- 現在、多くの自治体が「議会災害対応マニュアル」や「議会機能継続計画」を作成し、非常時にも議決やチェックが継続できる体制を構築中

2　災害時における役割

- 大規模災害下でも、予算や条例など重要な議決を行える体制を維持・継続
- 議員の安否確認や参集方法、議場が使えない場合の代替場所の確保
- 多くの議会が、災害時にも「意思決定機関としての機能を停止させない。」ことを行動方針に明記
- 応急対応・復旧に必要な議決を行う体制を整える。特に、緊急の補正予算など応急・復旧のための財源確保の議決や、仮設住宅や支援金制度など被災者支援策に関わる条例などは早期に整備

3　災害時における監視・チェック機能　☞ 議会・議員が「本来あるべき姿」をイメージ

- 行政の災害対応や支援策が公正かつ適切に行われているかを監視・チェック
- 被災者の声を踏まえて「どこに問題があるか」を質疑や委員会で問い、改善を促す。
- 災害後において特別委員会などを設置して、復興ビジョンの検討や国・県への要望などで積極的に行政をサポートする役割も期待される。平素に防災特別委員会を開催して議論、防災対策の質を向上

4　議員一人ひとりの現場対応

- 災害直後には、避難所や在宅家庭への支援活動を行うことが望まれる。
- 自分の選挙区や担当地区の被害状況を把握し、迅速に行政に通報・伝達
- 避難所や地域での要望や課題などを拾い上げて整理・集約、被災者を積極的に支援
- 住民への情報提供や、誤情報の訂正など、行政と住民をつなぐ「パイプ役」として活動

重要

自治体における防災体制整備の視点

区分		防災体制整備の視点
組織態勢	災対本部組織	災害対策本部の組織が確立され、事務分掌は明確かつ整合が取れているか？
	配備基準	事態に応じた配備（参集）基準が定められ、要員に徹底されているか？
	危機管理組織	危機管理（防災）体制の整備等を検討する全庁的な組織があり、機能しているか？
計画・マニュアル等の整備	防災、ＢＣＰ、各別計画	地域防災計画の見直し、業務継続、広域応援・受援、医療救護、緊急物資、緊急交通路の確保、遺体の処理等の計画はできているか？
	本部運営マニュアル	本部の運営に係るマニュアル（本部全般の運営、本部員会議の開催、情報の収集・伝達、広報等の共通的事項、各部署の運営等）は作成されているか？
施設や資機材の整備	防災施設	災害防止施設、防災拠点施設、防災資機材等の整備は進んでいるか？
	災対本部施設・器材・備品	災害対策本部室、事務局、各部本部、関係機関連絡員、現地本部の執務室や情報・通信機器、事務機器・用品等は準備されているか？
教育訓練	職員防災研修	職員の防災意識の高揚や基本的事項等の教育はなされているか？
	災害対処訓練	各部各班、機能別、総合訓練等、段階的・効果的訓練がなされているか？
県・他市町村・関係機関等との連携	計画等の調整	各種計画の作成や防災対策の推進は連携・調整が取れているか？
	協同連携訓練	各種災害に連携・調整、協同して対応する訓練はなされているか？
	定期連絡会議	防災対策の推進と連携の強化を目的とする連絡会議は設置・運営されているか？
その他		広域応援部隊や他自治体等からの応援職員の受入れ・活動調整体制はできているか？ 本部（要員）の活動（勤務）支援の体制はできているか？ 記者会見場、報道機関の執務場所はあるか？

防災
DX
【御殿場市ＨＰ】
防災・安全⇒●防災出前講座
⇒●防災出前講座資料
⇒●自治体・企業関連
⇒PDF『高知県市長会と
高知県町村会との
共催による講演会』
Ｑ＆Ａ
やれることはすべてやったし、手を抜いたことは一度もありません。
常にやれることをやろうとした自分がいたこと、それに対して準備がで
ことを誇りに思っています。
資料源:「夢をつかむ　イチロー262のメッセージ